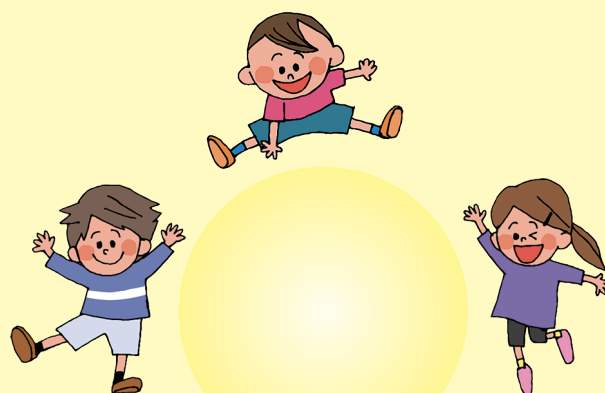


第2期
亀山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
三重県亀山市





はじめに

全国的な少子化の進展や、核家族化、地域の繋がり希薄化、女性の社会進出の進展による共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化などから、子どもと子育て世帯を取り巻く環境は大きな変化がみられています。こうした変化に対応し、これからの子育てを社会全体で支える仕組みとして、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市においても、この制度に基づき、平成27年度に「亀山市子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)」を策定し、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の基本理念の下、子育てに関わる様々な施策推進を図ってまいりました。この間、小規模保育事業の整備などによる待機児童の縮減や、かねてより評価を得ている途切れのない子育て支援などにより、子育て施策を本市の強みとして磨いてきたところです。

そして、計画期間の最終年度を迎えるにあたり、本市の子育て支援のより一層の推進を図るため、令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化などの新たな社会環境の変化や、子育て世帯を対象とした「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施・分析することで、新たな課題等の整理を行い、その解消に向けた方向性を示す「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」を継承しつつ、「1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち」、「2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち」、「3. 子どもを明るい未来へつなげるまち」、「4. 子育ての希望がかなうまち」の4つの基本目標の下、子ども・子育て支援の方向性を示しています。

新型コロナウイルス感染症の脅威が続く中ではありますが、今後におきましても、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのなく、保護者の主体的な子育てが実現し、子どもたちが、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたけるよう、市民の皆様のお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただいた亀山市子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査へのご協力いただいた子育て世帯の皆様、パブリックコメントにより貴重なご意見をお聞かせいただいた皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

亀山市長

〔目次〕

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況 | 4 |
| 1. 本市の人口・世帯の状況 | 4 |
| (1) 人口の推移 | 4 |
| (2) 出生数の推移 | 6 |
| (3) 子どもの人口の推移 | 7 |
| (4) 世帯の推移 | 8 |
| (5) 就労の状況 | 9 |
| (6) 婚姻・出産の状況 | 10 |
| 2. アンケート調査からみる本市の子ども・子育ての状況 | 11 |
| (1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 | 11 |
| (2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査 | 22 |
| 第3章 本市の子ども・子育て支援の取り組みの状況 | 30 |
| 1. 教育・保育事業 | 30 |
| (1) 就学前の教育・保育事業 | 30 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業 | 34 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 39 |
| 1. 基本理念 | 39 |
| 2. 基本的な視点 | 40 |
| 3. 基本目標 | 41 |
| 第5章 施策の展開 | 43 |
| 施策体系図 | 43 |
| 基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち | 44 |
| (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 | 44 |
| (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 | 46 |
| (3) 多様な保育サービスの提供 | 48 |
| 基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち | 50 |
| (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 | 50 |
| (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり | 52 |
| (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 | 54 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち | 56 |
| (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 | 56 |
| (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 | 58 |
| (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 | 60 |
| 基本目標4. 子育ての希望がかなうまち | 62 |
| (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 | 62 |
| (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 | 64 |

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容 66

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 66 |
| 2. 必要利用数の見込みの算出方法 | 67 |
| (1) 必要利用数の見込みの算出に関する考え方 | 67 |
| (2) 算出プロセス | 68 |
| (3) 年齢別保育利用率 | 70 |
| 3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容 | 71 |
| (1) 1号認定 | 71 |
| (2) 2号認定 | 72 |
| (3) 3号認定 | 73 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業 | 74 |
| (1) 利用者支援事業 | 74 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | 75 |
| (3) 妊婦健康診査事業 | 76 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | 77 |
| (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 | 78 |
| (6) 子育て短期支援事業 | 79 |
| (7) 子育て援助活動支援事業 | 80 |
| (8) 一時預かり事業 | 81 |
| (9) 延長保育事業（時間外保育事業） | 82 |
| (10) 病児保育事業 | 83 |
| (11) 放課後児童健全育成事業 | 84 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 85 |

第7章 計画の推進体制 86

| | |
|-------------|----|
| (1) 計画の推進体制 | 86 |
|-------------|----|

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化の進展に伴い、人口減少社会へと本格的に突入しています。一方、本市においても、やや緩やかな傾向ではあるものの、人口は減少局面へ入り、中長期的な人口減少が進むと予想されています。

こうした中、平成15年の少子化社会対策基本法等に基づき、保育サービス等の充実や地域社会における子育て支援体制の整備等の総合的な施策が講じられてきました。しかしながら、平成24年には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法」の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定されるなど、子ども・子育て支援を支える新たな制度となる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしました。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すものとされており、子ども・子育て支援法において位置づけられた「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各市町が具体的な推進を図っています。

本市においても、平成26年度に「亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、各施策の推進を図ってきたところですが、令和元年度に計画最終年度を迎えることとなります。そうしたことから、引き続き、計画的な子ども・子育て支援を推進していくため、「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定するものです。

【計画に関連する主な法律】

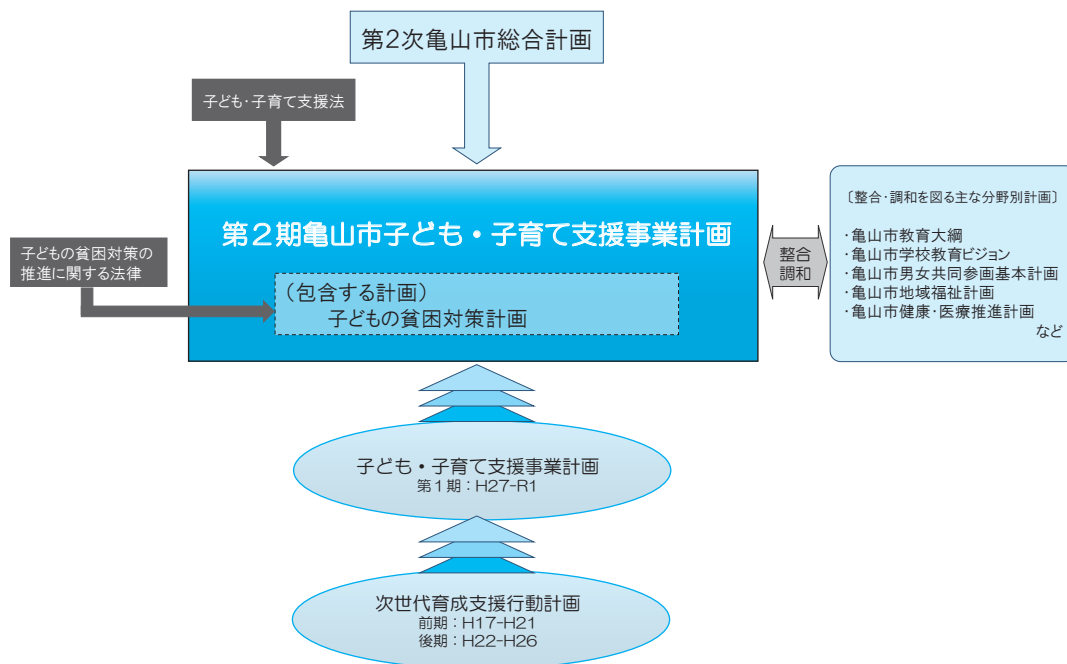
- ・子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）
- ・児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。策定にあたっては、「第1期計画」の評価や、平成31年1月に実施したアンケート調査結果を踏まえ、現在のニーズの動向等を的確に反映します。また、市の最上位計画である「第2次亀山市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。

なお、本計画においては、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」の内容を併せ持つものとして策定します。策定にあたっては、国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」などとともに、平成31年1月に実施した子どもの生活実態に関する調査結果を踏まえ、困難を抱えている子どもやその世帯の課題等に対応する施策を反映します。

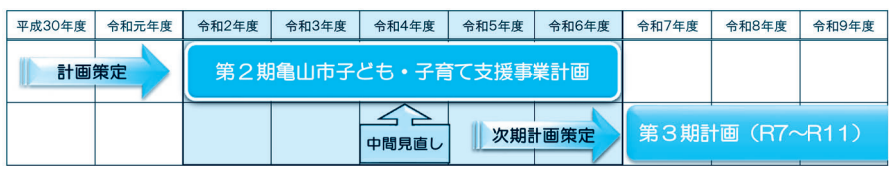
[計画の位置付け等のイメージ]



3. 計画の期間

計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合には、適宜計画の見直しを行います。



第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況

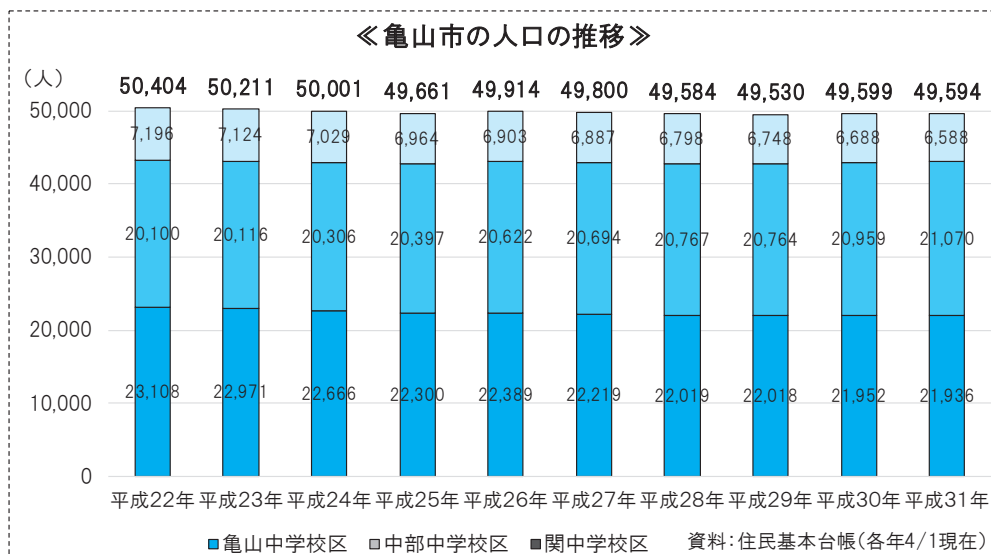
1. 本市の人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

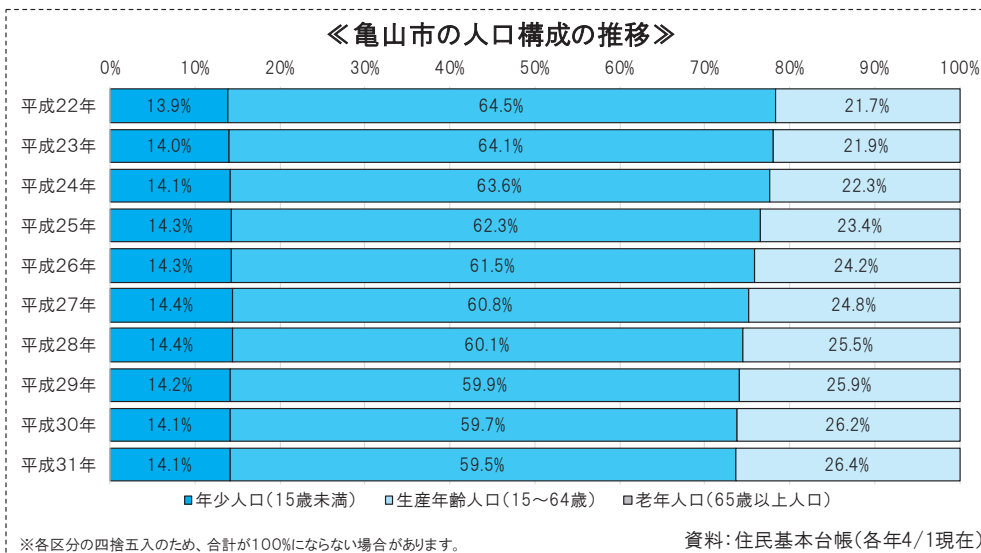
本市の総人口は、平成22年の50,404人以降、減少傾向が続いていますが、平成28年以降はほぼ横ばいでの推移となっています。

地区別の人口は、平成22年と平成31年の比較でみると、亀山中学校区は94.9%、関中学校区は91.6%と減少しているのに対し、中部中学校区は104.8%と増加傾向にあります。



② 年齢3区分別人口の推移

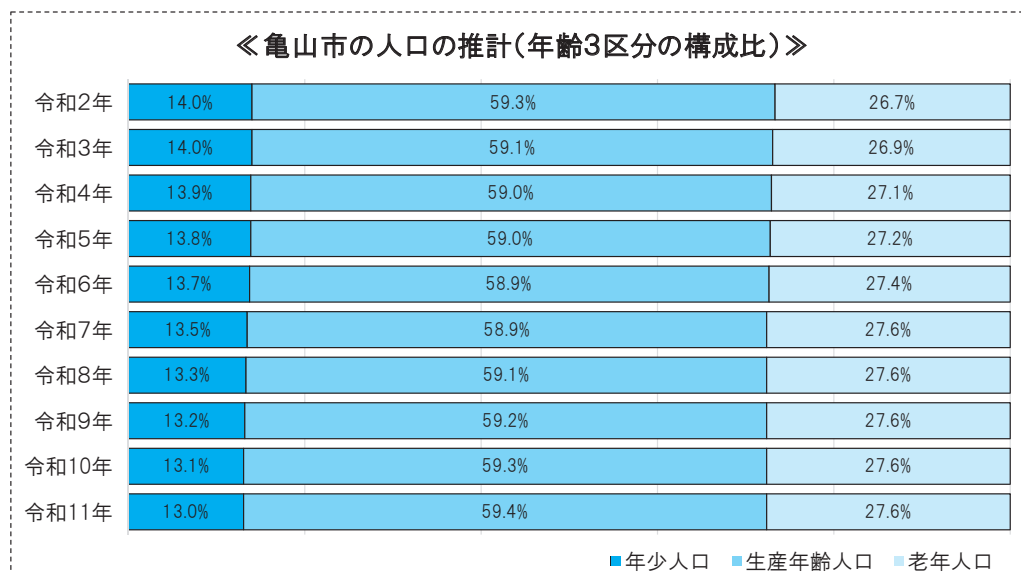
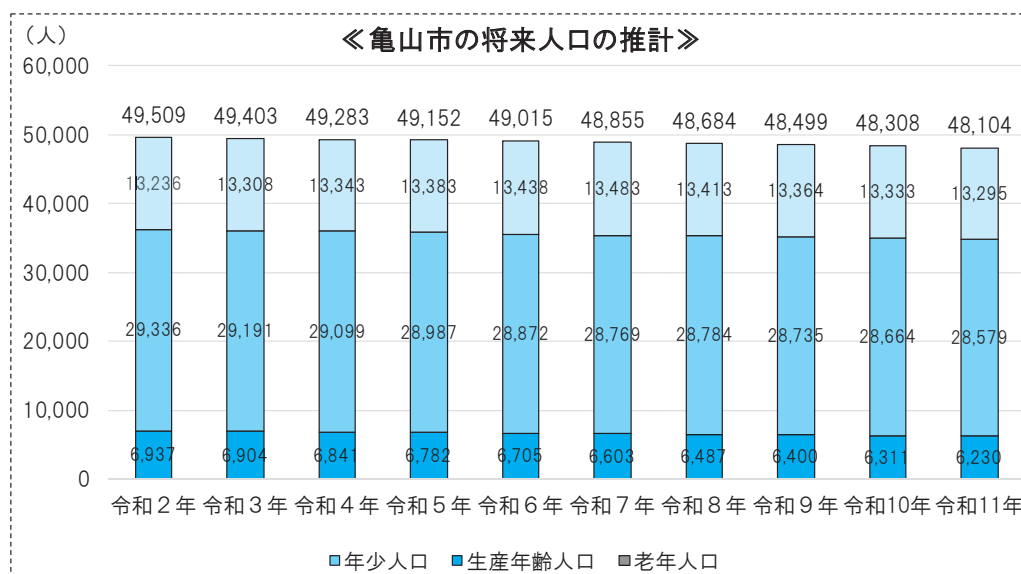
本市の年齢3区分別の人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口は約14%で推移し、大きな変化はありません。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成22年から平成31年まで毎年減少しており、64.5%から59.5%と5.0ポイント減となっています。一方、65歳以上の老年人口については、毎年増加が続いており、平成22年の21.7%から平成31年の26.4%と4.7ポイント増加しています。



③将来人口の推計

コーホート変化率法によって本市の将来人口を推計すると、令和2年以降もやや減少の傾向が続き、令和11年には令和2年の人口に対し97.2%まで減少することが予測されます。

また、年齢3区分別人口比率の推計をみると、過去10年と同様の傾向がみられますが、総人口の減少幅が約2.8%となるのに対し、年少人口はさらに大きく約10.2%の減少となるなど、少子化の進展が推計にも表れています。



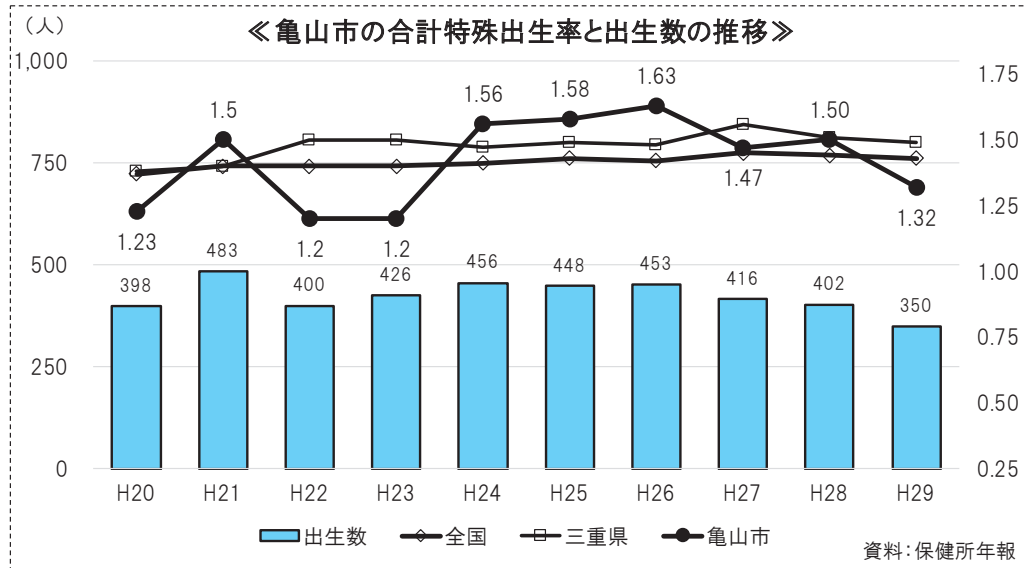
※コーホート変化率法による推計値

(2) 出生数の推移

① 出生数と合計特殊出生率の推計

平成20年度からの10年間の本市の出生数は、平成21年度の483人がピークとなり、平成25年度前後にやや回復期があるものの、長期的には減少傾向となっています。

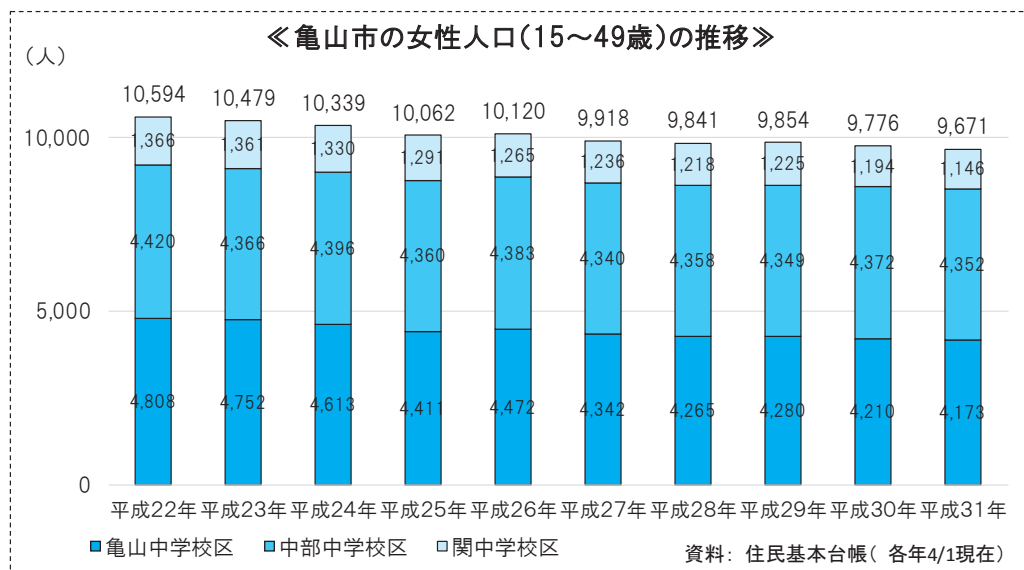
合計特殊出生率についても概ね同様の傾向で、出生数の回復期にある平成26年度の1.63をピークに下降傾向となっています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。



② 女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる15～49歳の女性人口の推移をみると、平成22年の10,594人から平成31年の9,671人まで毎年減少し続けています。

中学校区別では、亀山中学校区と関中学校区はともに10%以上の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は約1.5%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。

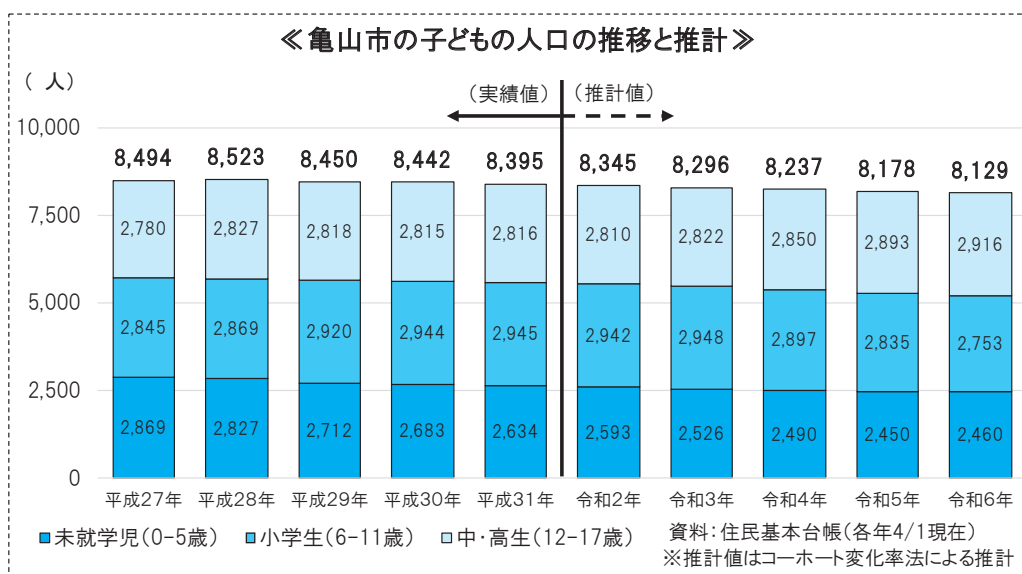


(3) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移と推計

平成27年から平成31年の推移をみると、子ども（18歳未満）の人口は横ばいに近い微減で推移していますが、平成31年はやや減少幅が大きくなっています。また、令和2年以降の推計をみると、同様の傾向がみられますが、減少幅はやや大きくなっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は実績値・推計値ともに同様の傾向で、平成27年実績値に対し令和6年推計値は14.3%と大きく減少しています。小学生は実績値の期間はやや増加気味の横ばいとなっていますが、同期間の未就学児の減少の影響から推計値の期間は減少傾向となっています。中・高生は未就学児・小学生の推移等の状況から、期間全体を通じてやや増加の傾向となっています。



②地域別未就学児人口の推移

最近10年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成26年の2,901人をピークに減少傾向となっています。

平成22年と平成31年の比較を地域別にみると、川崎地区が9.0%、亀山地区が0.9%の増となったほかはいずれも減少しています。中でも野登地区は50%以上、昼生地区と加太地区は30%以上、神辺地区と坂下地区は20%以上の大幅な減少となっています。

《亀山市の未就学児人口の推移》

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 増減率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 亀山地区 | 894 | 882 | 932 | 925 | 940 | 930 | 945 | 930 | 929 | 902 | 100.9% |
| 昼生地区 | 73 | 74 | 65 | 71 | 61 | 50 | 41 | 39 | 39 | 45 | 61.6% |
| 井田川地区 | 785 | 815 | 808 | 838 | 874 | 844 | 843 | 804 | 788 | 774 | 98.6% |
| 川崎地区 | 424 | 437 | 460 | 482 | 491 | 522 | 498 | 455 | 451 | 462 | 109.0% |
| 野登地区 | 121 | 103 | 106 | 102 | 87 | 86 | 72 | 66 | 70 | 59 | 48.8% |
| 白川地区 | 38 | 34 | 32 | 29 | 29 | 28 | 35 | 32 | 31 | 33 | 86.8% |
| 神辺地区 | 165 | 175 | 173 | 158 | 169 | 147 | 151 | 140 | 135 | 122 | 73.9% |
| 関地区 | 258 | 240 | 229 | 229 | 222 | 230 | 211 | 213 | 209 | 210 | 81.4% |
| 坂下地区 | 7 | 6 | 8 | 6 | 5 | 4 | 5 | 6 | 5 | 5 | 71.4% |
| 加太地区 | 33 | 30 | 26 | 22 | 23 | 28 | 26 | 27 | 26 | 22 | 66.7% |
| 合計 | 2,798 | 2,796 | 2,839 | 2,862 | 2,901 | 2,869 | 2,827 | 2,712 | 2,683 | 2,634 | 94.1% |

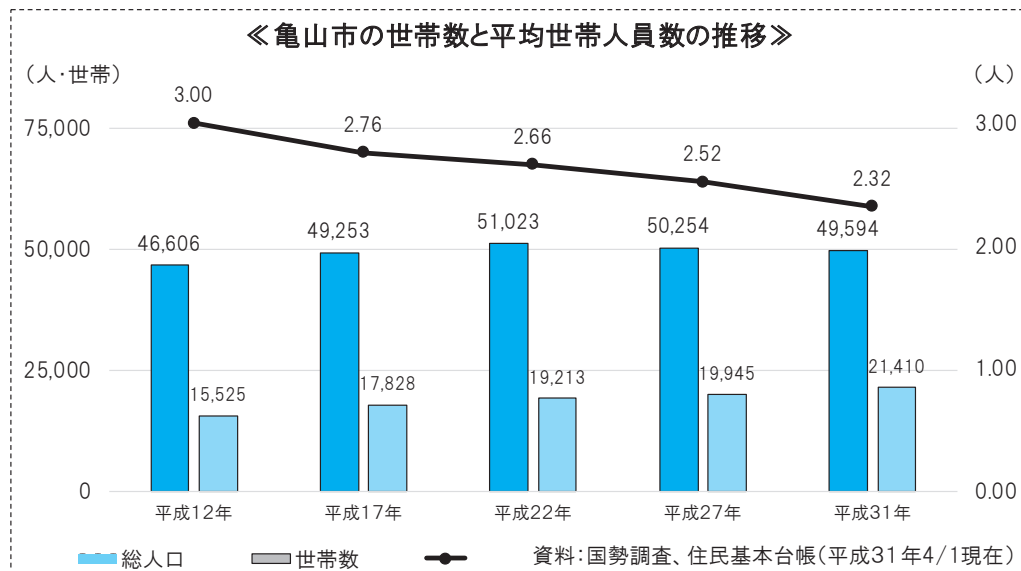
※増減率は平成22年と平成31年の比較

資料：住民基本台帳(各年4/1現在)

(4) 世帯の推移

①世帯数と世帯の平均人数の推移

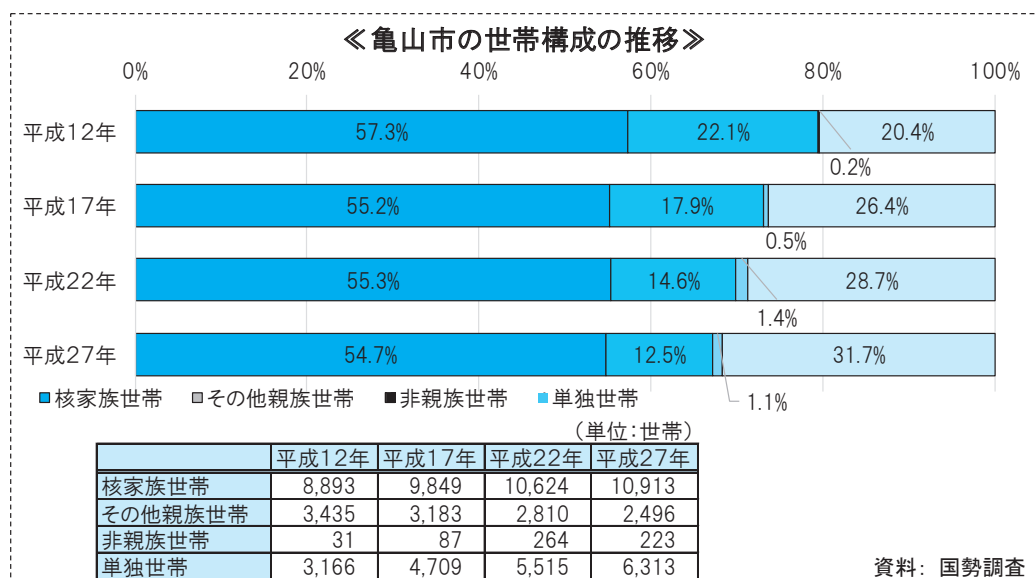
本市の世帯の状況を見ると、総人口は平成22年の国勢調査をピークに減少が続いています。一方、世帯数は期間を通じて増加し続けています。一方、1世帯当たりの平均人員数は平成12年の3.00人(国勢調査)から平成31年の2.32人(住民基本台帳)まで減少し続けています。



②世帯構成の推移

世帯構成の推移を見ると、構成比では、非親族世帯・単独世帯は増加していますが、核家族世帯・その他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数で見ると、核家族世帯も2,000世帯以上増加しており、核家族世帯・単独世帯が大幅に増加しています。



(5) 就労の状況

①産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男性・女性ともに、平成22年までは増加していますが、平成27年は微減となっています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は増加が続いています。

また、産業別の状況をみると、男女とも農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く概ね横ばいとなっていますが、サービス業などの第3次産業はやや増加傾向となっています。一方、女性は第3次産業が最も多く増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

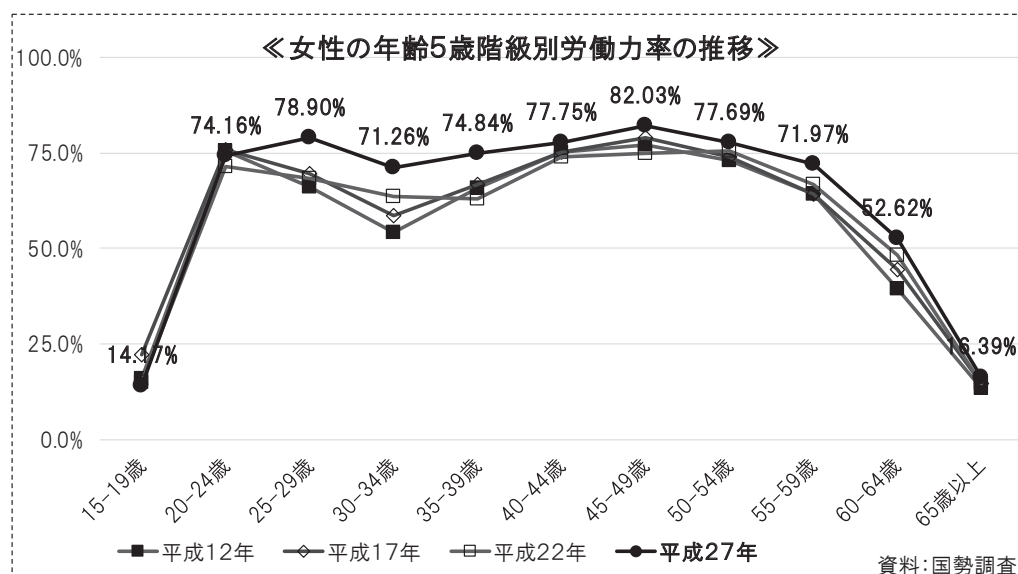
《産業別就労人口の推移》

| | 男性 | | | | 女性 | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
| 年少人口(人) | 3,174 | 3,571 | 3,757 | 3,570 | 2,873 | 3,307 | 3,554 | 3,444 |
| 生産年齢人口(人) | 13,388 | 16,820 | 17,028 | 15,707 | 12,675 | 15,493 | 15,372 | 14,376 |
| 老年人口(人) | 3,017 | 4,265 | 4,812 | 5,555 | 4,194 | 5,797 | 6,145 | 6,885 |
| 就業者数(人) | 12,200 | 15,257 | 14,964 | 14,142 | 8,151 | 10,383 | 10,297 | 10,192 |
| 就業率(%) | 91.1% | 90.7% | 87.9% | 90.0% | 64.3% | 67.0% | 67.0% | 70.9% |
| 第1次産業(%) | 4.5% | 4.1% | 3.0% | 3.2% | 3.9% | 3.6% | 2.4% | 2.6% |
| 第2次産業(%) | 53.6% | 52.8% | 49.1% | 49.3% | 32.1% | 26.0% | 22.4% | 21.4% |
| 第3次産業(%) | 41.3% | 41.1% | 39.0% | 42.4% | 63.3% | 68.5% | 66.8% | 71.4% |
| 分類不能(%) | 0.5% | 2.1% | 8.9% | 5.1% | 0.6% | 1.9% | 8.4% | 4.6% |

資料：国勢調査

②女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般に言われる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、平成27年には30歳から34歳年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。

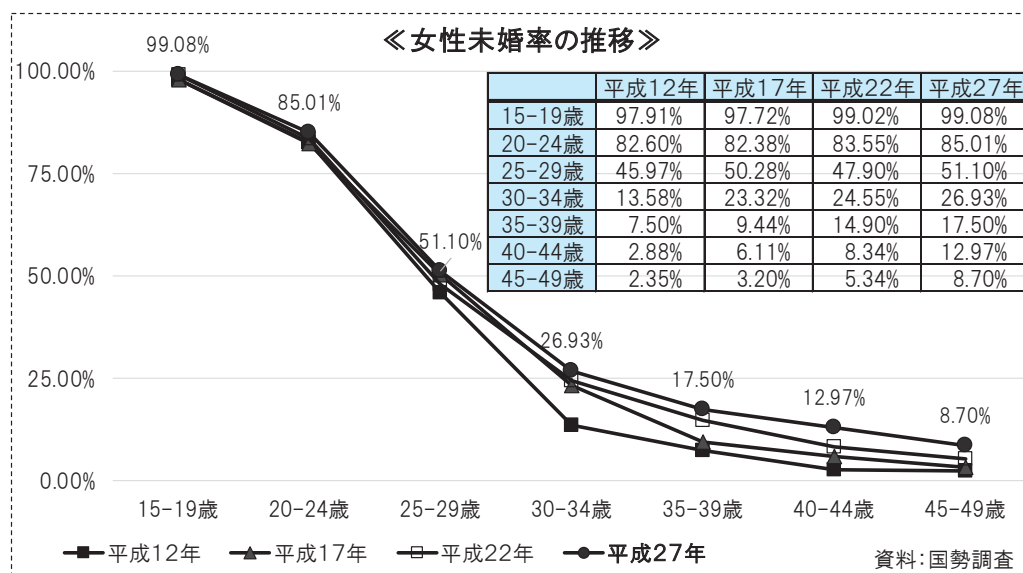
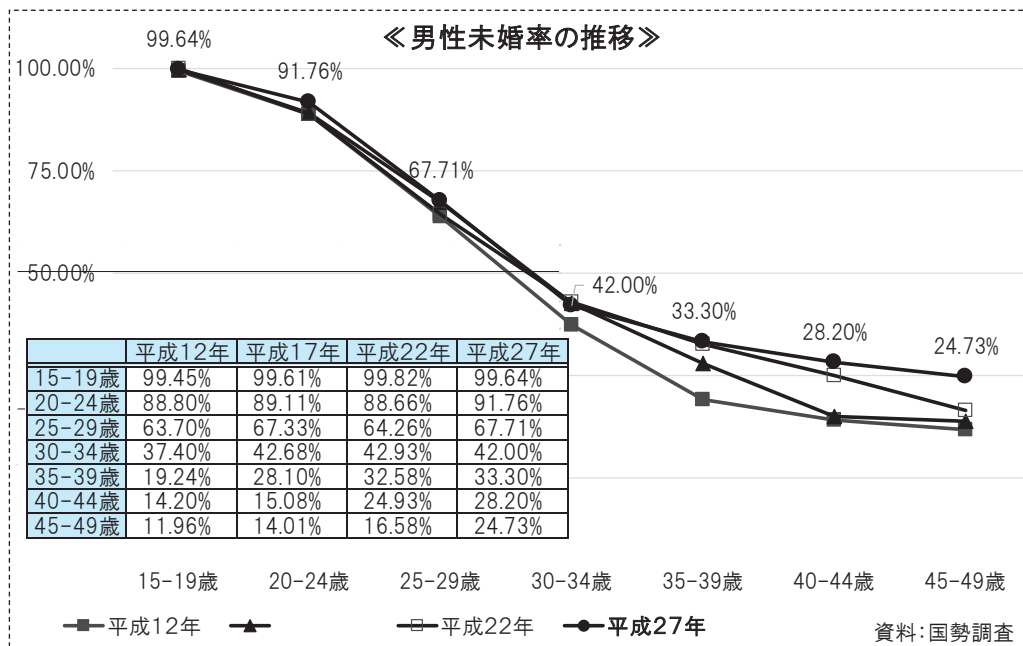


(6) 婚姻・出産の状況

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が24.73%とほぼ4人に1人が未婚となっています。

また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成12年の2.3%から平成27年の8.7%へ4倍近く高まっています。



2. アンケート調査からみる本市の子ども・子育ての状況

(1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第2期計画の策定にあたっては、第1期計画と同様に、市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に、平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者については郵送による配布・回収を行いました。

〔回収結果〕

| 調査種別 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|-------|
| 就学前児童調査 | 1,280 | 1,172 | 91.6% |
| 小学校児童調査 | 659 | 553 | 83.9% |

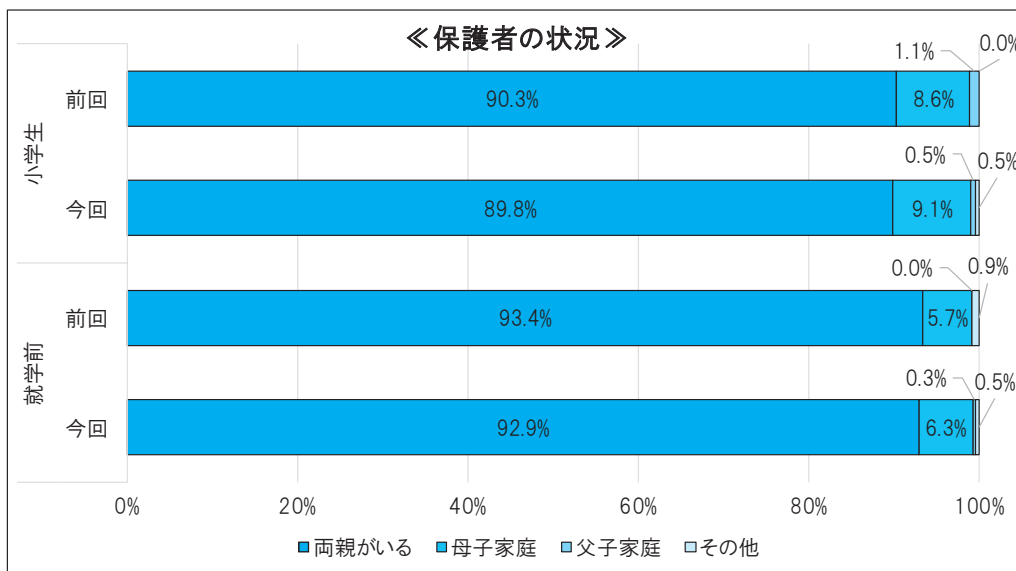
①子育て家庭の状況

【保護者の状況】

就学前児童の保護者の状況をみると、大多数を占める92.9%は「両親がいる」となりますがやや減少傾向にあり、母子家庭・父子家庭ともに微増となっています。

小学生についても同様に、大多数の89.8%は「両親がいる」となっているものの、微減で、母子家庭・父子家庭ともに微増となっています。

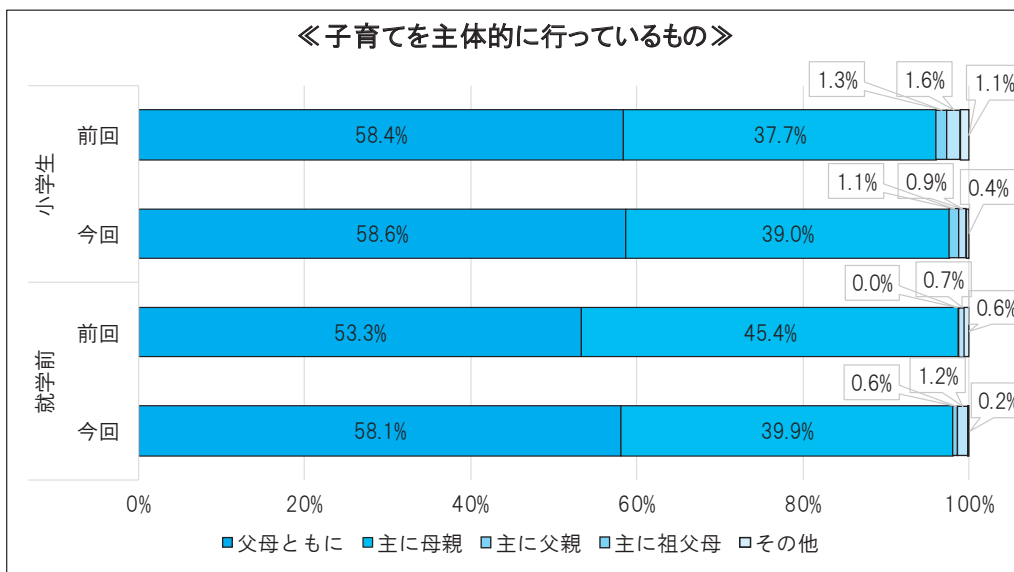
就学前児童と小学生を比較すると、小学生の方が母子家庭・父子家庭の比率がやや高くなっています。



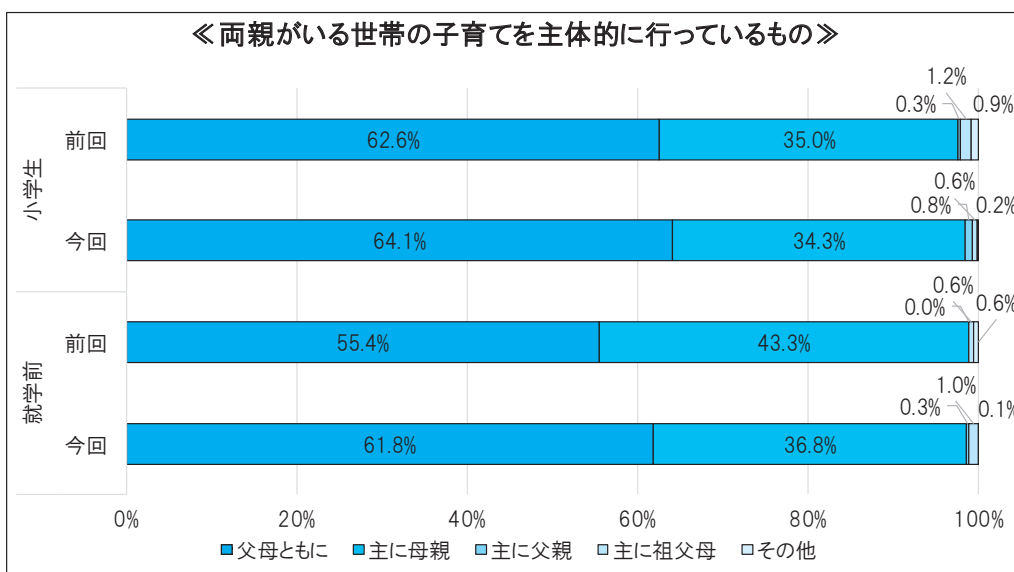
【子育て（教育を含む）の主体】

子育て家庭において、子育て（教育を含む）を主体的に行っているのは、就学前児童・小学生ともに、「父母ともに」が最も多く、就学前児童が58.1%、小学生が58.6%となっています。次いで「主に母親」で、就学前児童が39.9%、小学生が39.0%となり、いずれも全体の約98%を占めています。

前回調査との比較においても、就学前児童については大きな傾向の変化はありませんが、「父母ともに」がやや増加する一方、「主に母親」がやや減少しており、父親の育児参加が進んでいる状況が見られます。小学生については、「父母ともに」、「主に母親」がともに微増となってはいますが、前回からの変化はほとんどみられません。



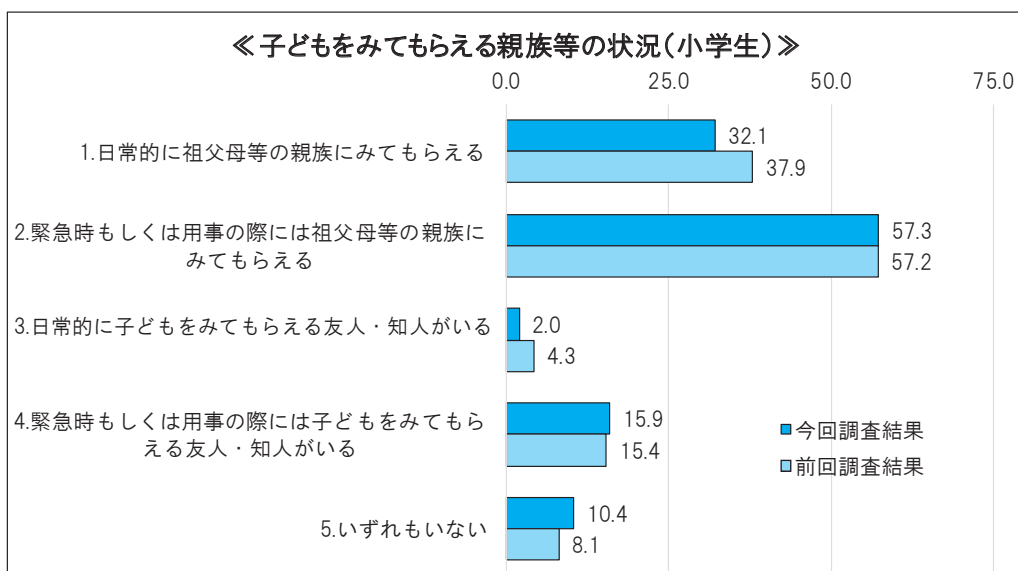
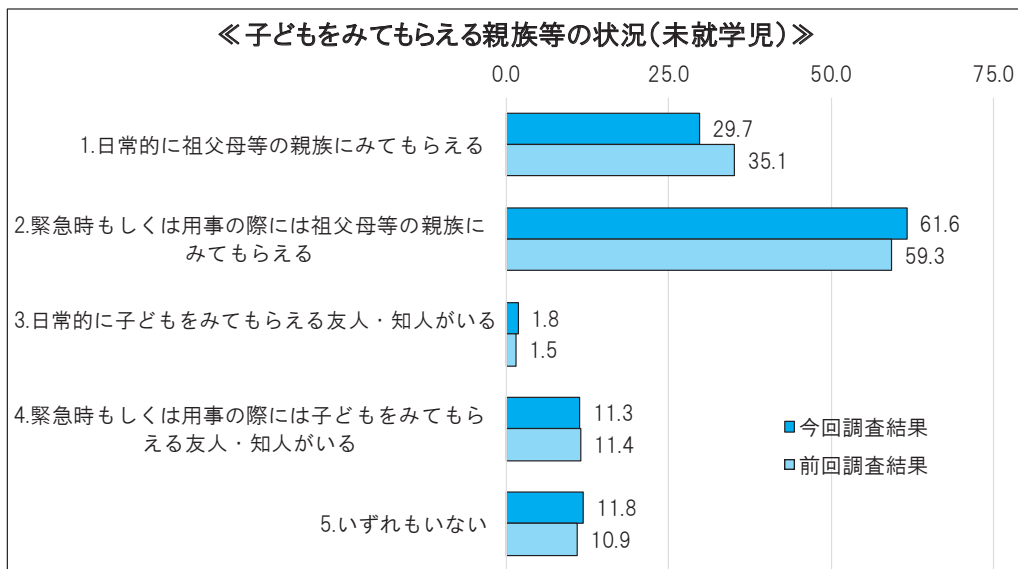
また、両親のいる世帯における「子育てを主体的に行っているもの」をみると、いずれも「主に母親」が減少し、「父母ともに」が高く、両親での育児への分担ができてやすくなっている状況がみられます。



②子育て家庭の頼る存在や相談対象

【子育て家庭の頼る存在】

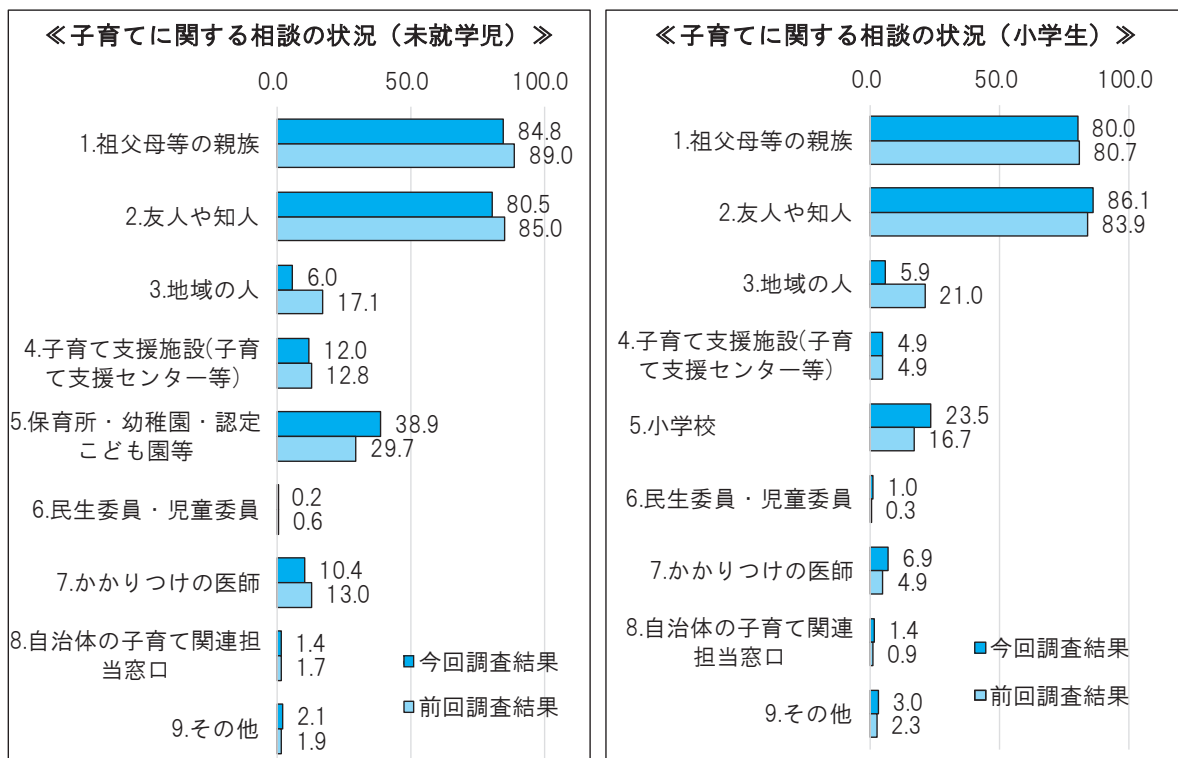
子育て家庭にとって、頼ることのできる存在に関する項目では、祖父母等への依存状況に変化が見られ、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児、小学生ともに減少し、就学前児は35.1%から29.7%と5.4ポイント減少し、小学生は37.9%から32.1%と5.8ポイント減少しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児は59.3%から61.6%と2.3ポイント増加、小学生は57.2%から57.3%と0.1ポイント増で、微増となっています。



【子育て家庭の相談先】

子育て家庭が日常の悩み事などの相談相手となっているのは、前回調査に引き続き、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の身近な存在となっており、いずれも80%以上で最も高くなっています。

一方、施設等への相談については、「保育所・幼稚園・認定こども園等」や「小学校」といった平日の日中を過ごす施設が最も高く、未就学児・小学生ともに、前回調査時よりも高くなっています。



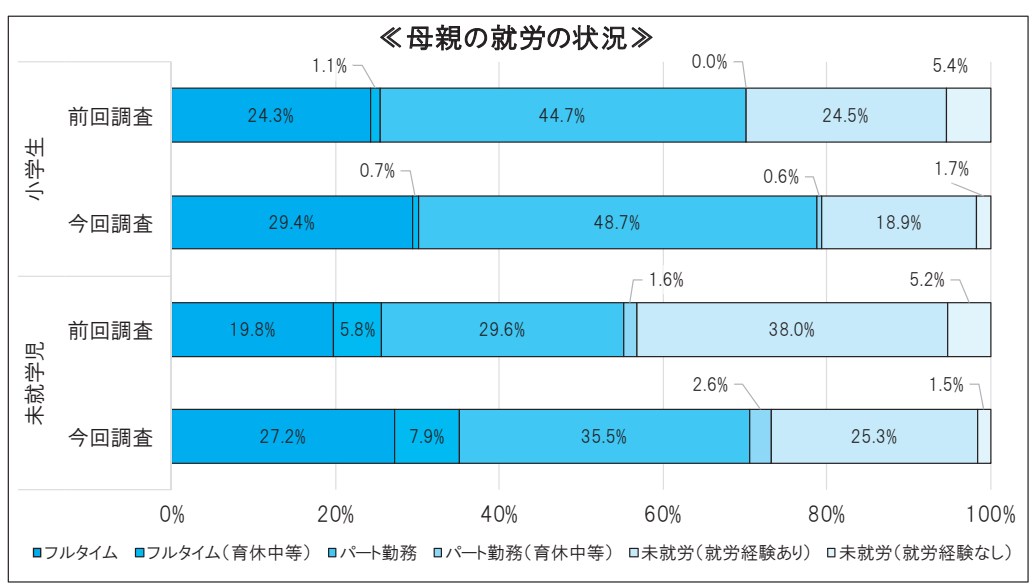
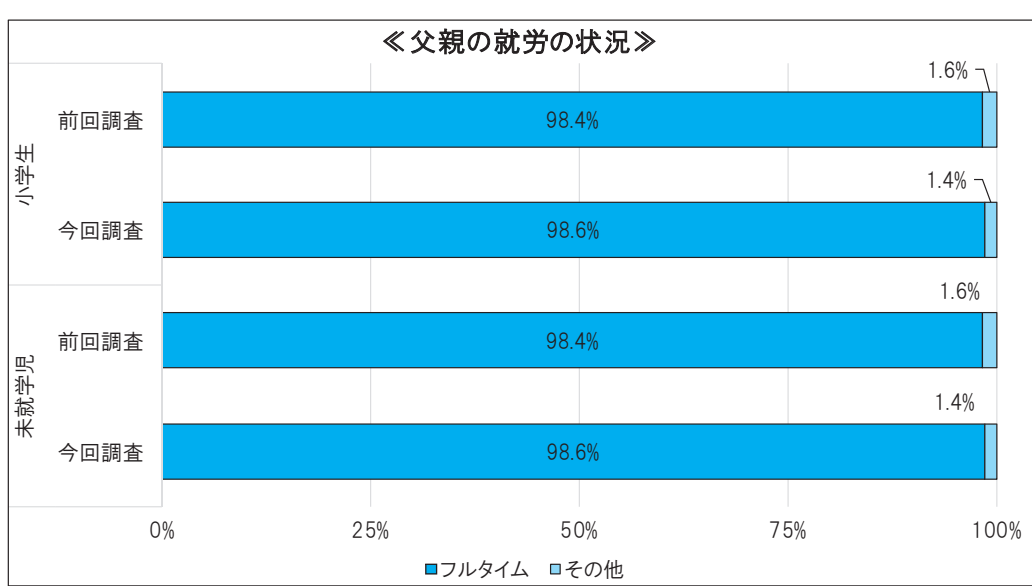
③保護者の就労の状況

【保護者の就労の状況】

父親の就労状況をみると、前回調査、今回調査ともに98%以上の大多数がフルタイム勤務をしています。

一方、母親の就労状況をみると、前回調査時に比べ、育児休業中も含めてフルタイム勤務の方が未就学児・小学生ともに増加し、未就労の方が減少しており、就労しながら子育てを行う家庭が増加しています。また、今回の調査での現在の就労状況と今後の就労意向を反映した就労の希望についても、同様に現実の就労状況よりもフルタイム勤務や長時間のパート勤務を希望する人が多くなっています。

いずれも、女性の就労意向の高まりを表す状況となっています。



【育児休業の取得状況】

母親の育児休業等の状況を見ると、「育児休業を取得中」若しくは「育児休業を取得し、復職した」とした人が合わせて25.1%から39.2%と14.1ポイント増加しており、母親の育児休業取得は浸透している状況がみられます。一方、父親については2.2%から2.4%と0.2ポイントの微増となっていますが、極めて少ない状況となっています。

《育児休業の取得状況(未就学児)》

| | 母親 | | | 父親 | | |
|---------------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 今回調査 | 前回調査 | 増減 | 今回調査 | 前回調査 | 増減 |
| 1.出産以前から働いていなかった | 29.6% | 39.2% | △ 9.6% | 0.4% | 1.0% | △ 0.6% |
| 2.出産を機に仕事を辞めた | 26.0% | 30.7% | △ 4.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 3.育児休業中に退職した | 2.0% | 1.9% | 0.1% | 0.0% | 0.1% | △ 0.1% |
| 4.育児休業を取得中である | 6.0% | 4.8% | 1.2% | 0.1% | 0.0% | 0.1% |
| 5.育児休業を取得し、復帰した | 33.2% | 20.3% | 12.9% | 2.3% | 2.2% | 0.1% |
| 6.育児休業を取得せず、働き続けている | 3.2% | 3.0% | 0.2% | 97.2% | 96.7% | 0.5% |

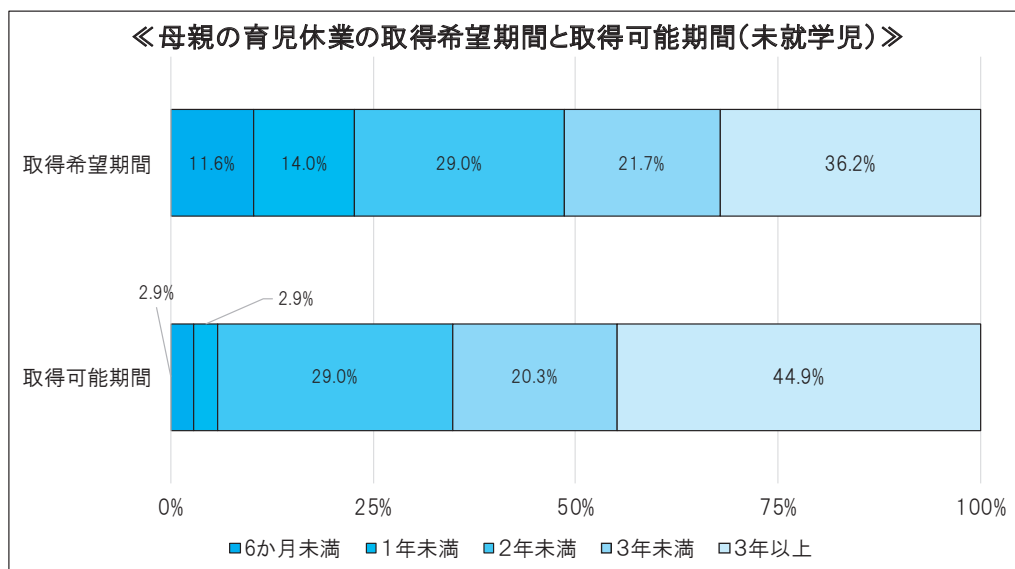
【育児休業制度の取得希望と取得可能期間の状況】

現在育児休業を取得している方に関し、育児休業を取得可能な期間は全体の94.2%が1年以上、44.9%が3年以上で、制度の面からは充実が進んでいる状況がみられます。

一方、取得を希望する期間をみると、2年以上の長期にわたる育児休業の取得を希望する方が低く、制度を完全に活用することを希望していない状況がみられます。

その理由として挙げられているのは、経済的な理由での早期復職を希望することや、人事異動や業務の節目などを意識した復職が挙げられています。

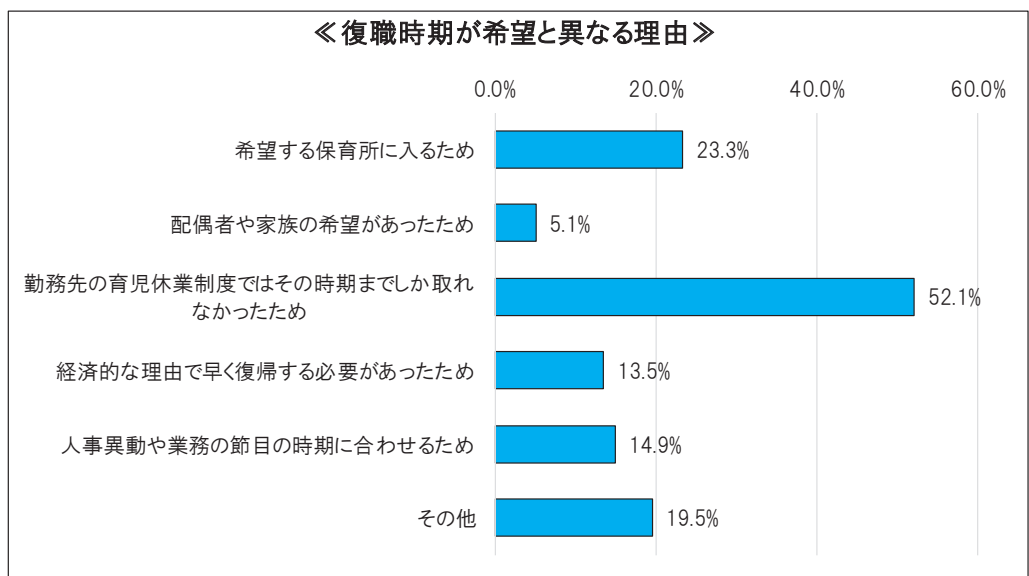
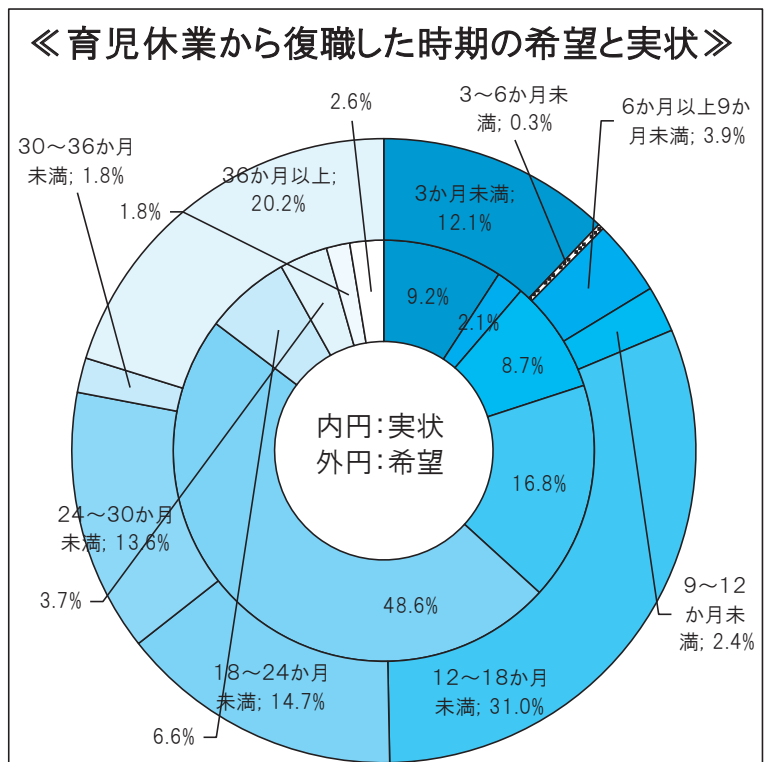
《母親の育児休業の取得希望期間と取得可能期間(未就学児)》



【育児休業からの復職時期の状況】

育児休業からの復職時期については、「36か月以上」の希望が20.2%であるのに対し、実際に「36か月以上」を取得できたのは2.6%にとどまるなど、様々な事情からすべての方が希望通りに育児休業を取得できていない状況が表れています。

その要因をみると、「勤務先の育児休業制度ではその時期までしか取れなかったため」が最も多く52.1%、次いで、「希望する保育所に入るため」が23.3%となっています。

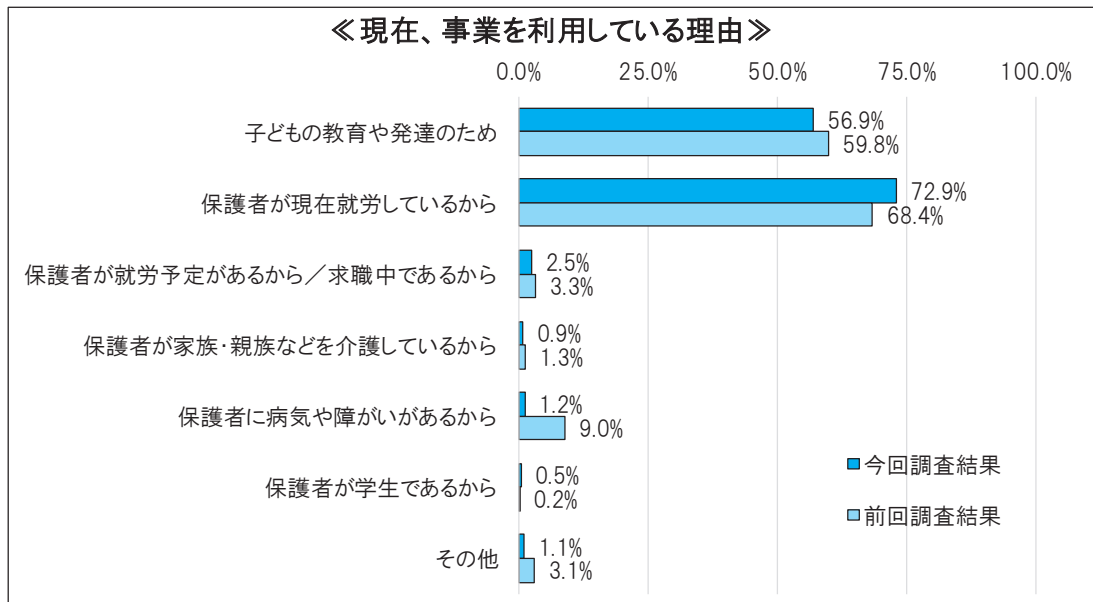
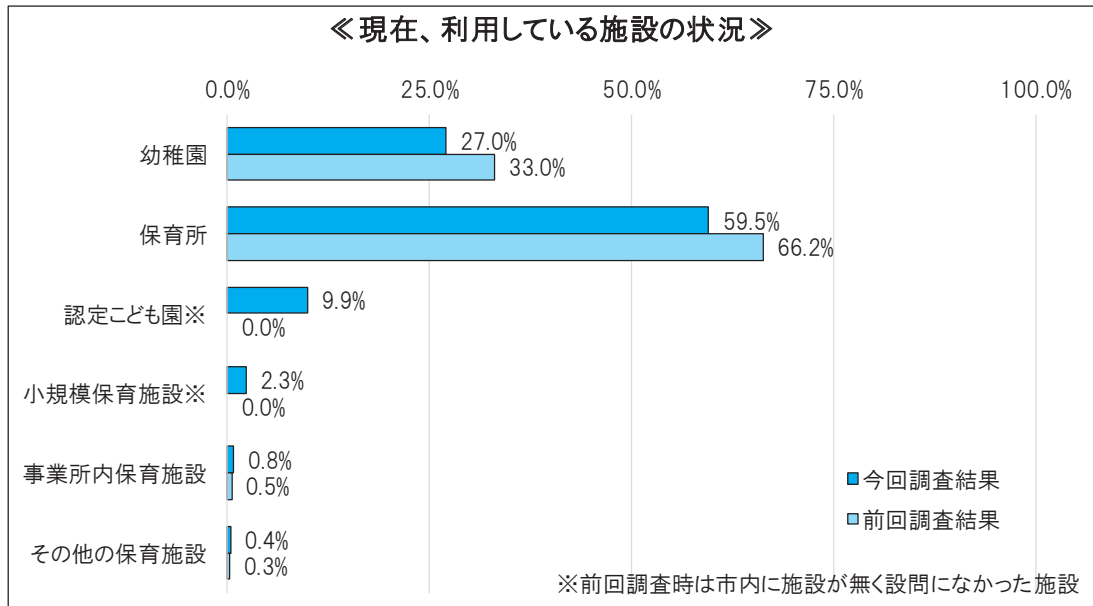


④教育・保育事業の利用

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

平日の定期的な教育・保育事業として利用している施設は、前回に続き、保育所が最も多く、次いで幼稚園となっています。いずれもやや減少していますが、認定こども園や小規模保育事業が市内に整備されたことが影響しています。

一方、事業を利用している理由は、「保護者が現在就労しているから」、「子どもの教育や発達のため」が50%以上となっていますが、「保護者が現在就労しているから」がやや増加し、「子どもの教育や発達のため」はやや減少しています。

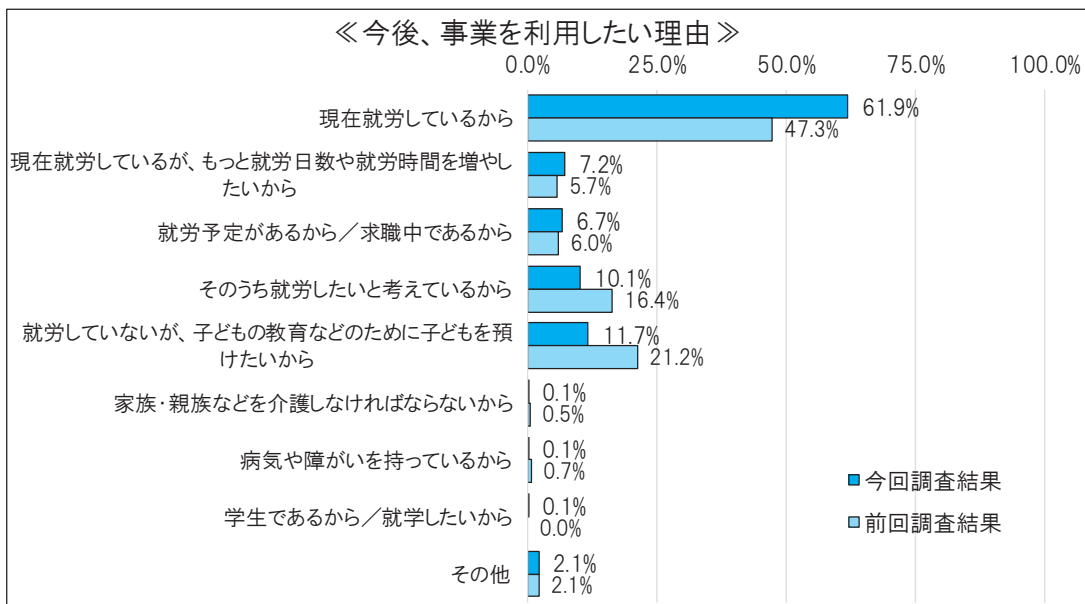
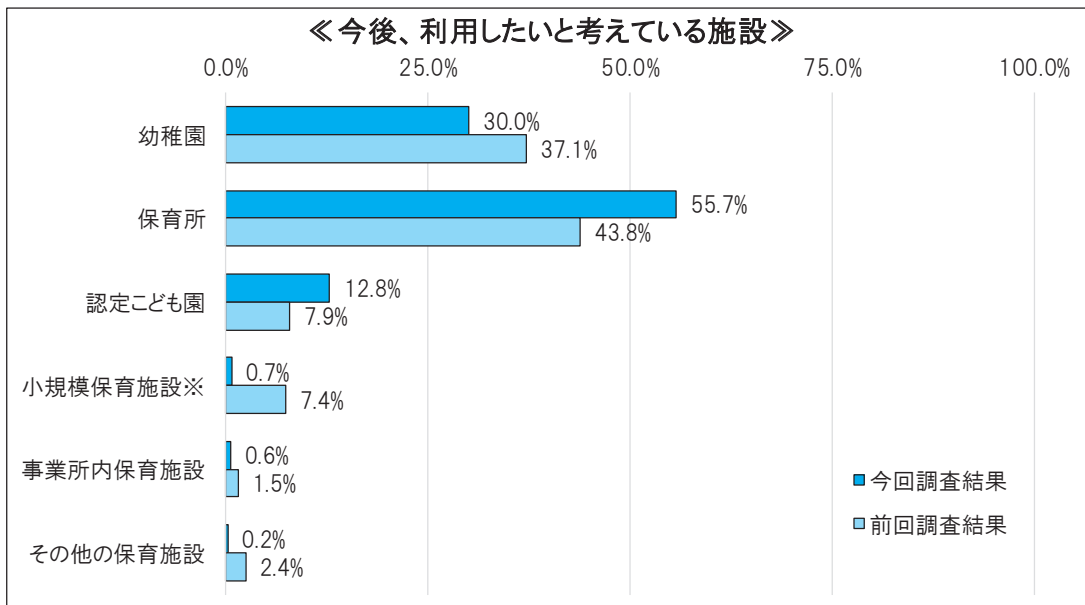


【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向】

今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、保育所が最も高い55.7%で前回から11.9ポイント増加しているのに対し、幼稚園は30.0%と7.1ポイント減少しています。

一方、事業を利用したい理由は、「現在就労しているから」が最も高い61.9%で前回から14.6ポイントと大きく増加しています。

いずれも、現状の利用状況と似た傾向となっていますが、就労による影響がより顕著に表れています。

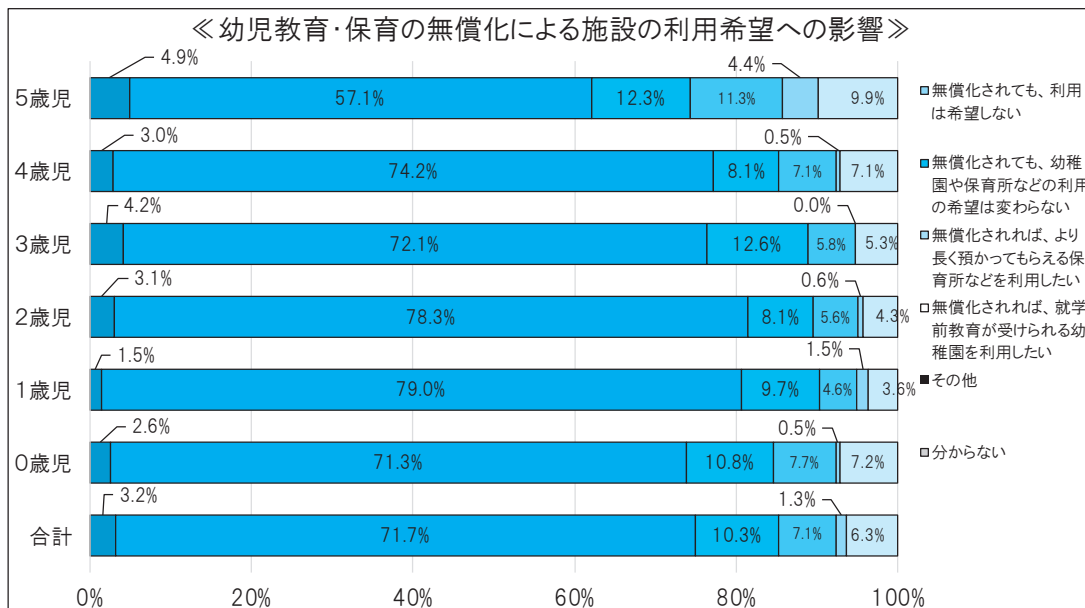


【幼児教育・保育の無償化による利用施設への影響】

幼児教育・保育の無償化による利用施設への影響については、いずれの年齢児においても、「無償化されても、利用の希望は変わらない」とした回答が最も多く、全体で71.7%となっています。

利用意向が変化する回答としては、いずれの年代も「無償化されれば、より長く預かってもらえる保育所などを利用したい」が「無償化されれば、就学前教育が受けられる幼稚園を利用したい」を上回っています。

限定的ではありますが、教育から保育への需要の変動影響が予想されます。

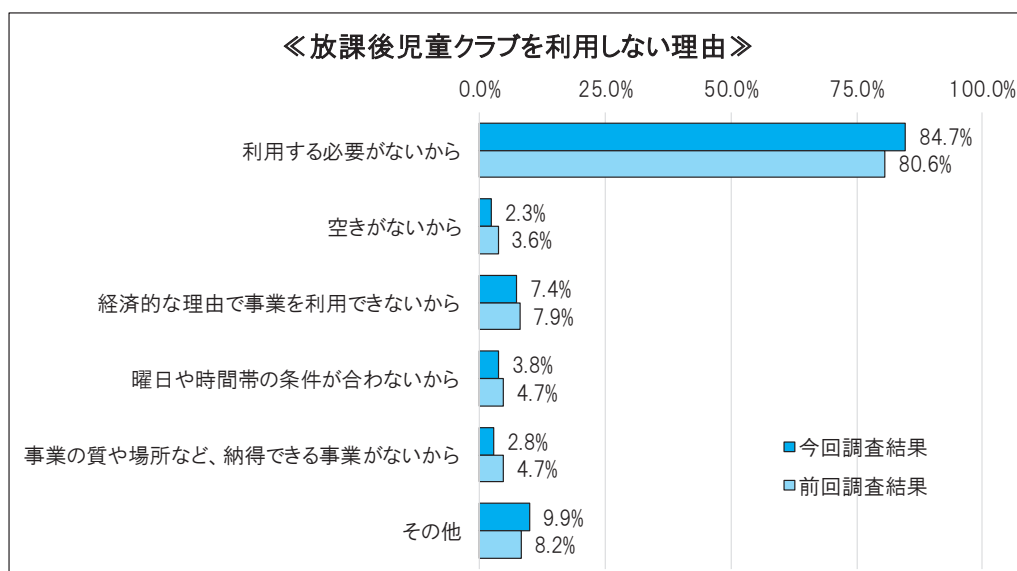
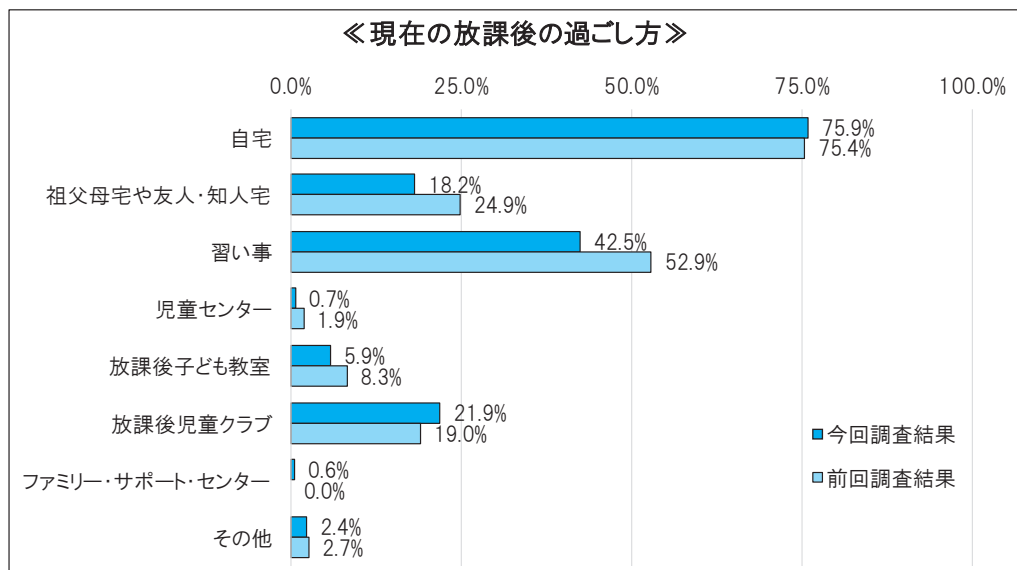


⑤小学生の放課後の過ごし方

【現在、放課後を過ごしている場所】

現在の放課後の過ごし方は、前回に続き「自宅」が75.9%で最も多くなっています。続いて「習い事」が42.5%となりますが、前回から10.4ポイント減少しています。また、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.2%で6.7ポイント減となる一方、「放課後児童クラブ」が21.9%で2.9ポイント増加しています。

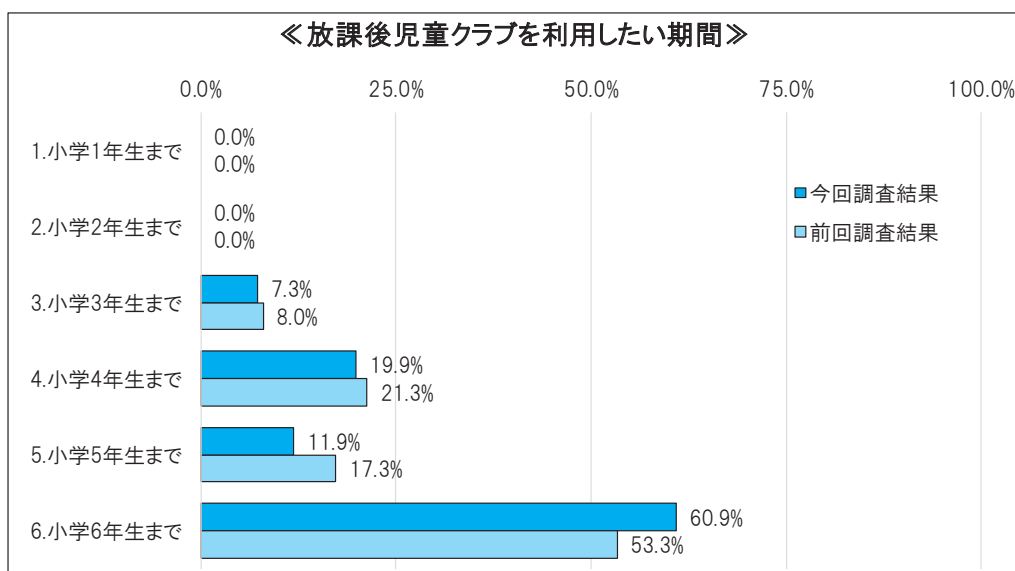
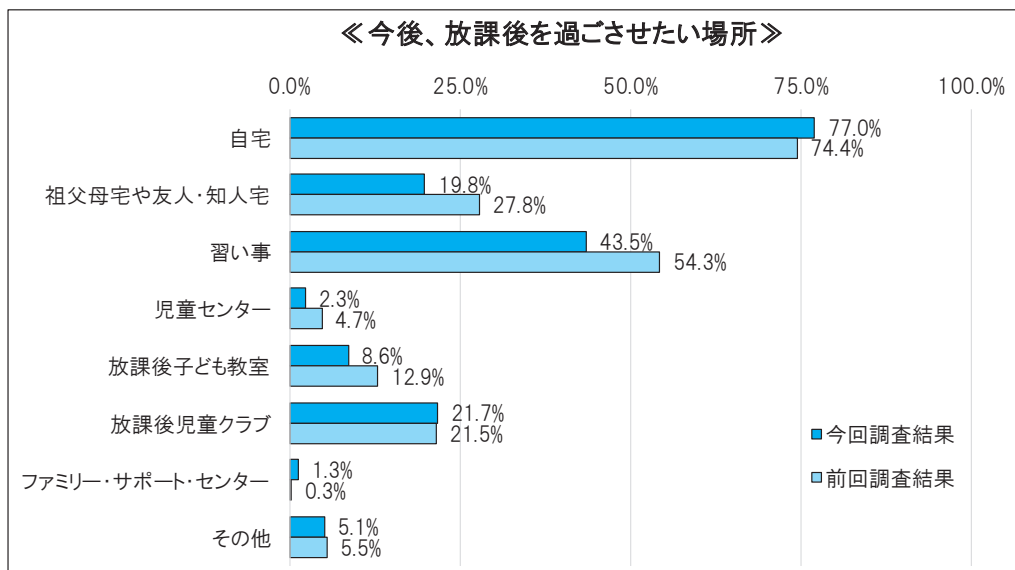
一方、放課後児童クラブを利用しない理由をみると、「利用する必要がないから」が最も多く84.7%を占めており、全体的に前回調査から大きな変化は出ていません。



【今後、放課後を過ごさせたい場所】

今後、放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が77.0%で最も多くなっています。続いて「習い事」が43.5%となりますが、前回から10.8ポイント減少、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.8%で8.0ポイント減となり、放課後児童クラブは21.7%と前回と同様になっています。

一方、放課後児童クラブを利用したい期間は、前回同様、「小学6年生まで」が最も多く、60.9%を占めており、前回から7.6ポイント増加し、より高学年まで放課後児童クラブを利用したい、と考える人が増加しています。



(2) 亀山市子どもの生活実態に関する調査結果報告書

第2期計画の策定にあたっては、新たに子どもの貧困対策計画と指定の位置づけを併せ持つことから、子どもの生活実態について、市内在住の就学前児童、小学生及び中・高生の保護者並びに、支援制度の利用者を対象に、平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者及び支援制度利用者については郵送による配布・回収を行いました。

なお、就学前児童及び小学生の保護者のアンケートについては、子ども・子育てに関するアンケートと合わせて実施しています。

〔回収結果〕

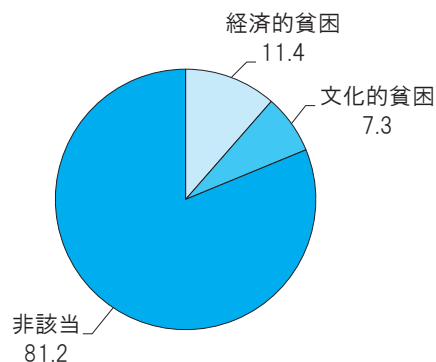
| 調査種別 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|-------|
| 全体調査 | 2,452 | 2,176 | 88.7% |
| 就学前児童調査 | 1,280 | 1,172 | 91.6% |
| 小学校児童調査 | 659 | 553 | 83.9% |
| 中・高生調査 | 513 | 451 | 87.9% |
| 支援利用者調査 | 364 | 152 | 41.8% |

①経済的貧困と文化的貧困

アンケート調査の全体調査における分析軸は「経済的貧困」と「文化的貧困※1」に着目することとします。「経済的貧困」については、「相対的貧困層※2」に該当するものとして分析します。加えて、本調査においては、主に親子関係に起因する「経済的には困窮してはなくても、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある」状況を「文化的貧困」と位置付け、分析することとします。

全体調査における、上記の「経済的貧困」と「文化的貧困」に該当する人の割合は下図の通りです。

〔全体調査〕



※1 「文化的貧困」とは、親子関係に関する設問（4問）のうち、2つ以上、否定的な回答を選択した人で、相対的貧困層に該当しない人。

【設問：お子さんと十分時間を過ごしている、よく会話をする、十分愛情をかけている。自分自身のことよりも子どものことや教育にお金を使うことが多い】

※2 「相対的貧困層」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（「貧困線」という。）に満たない世帯を指します。

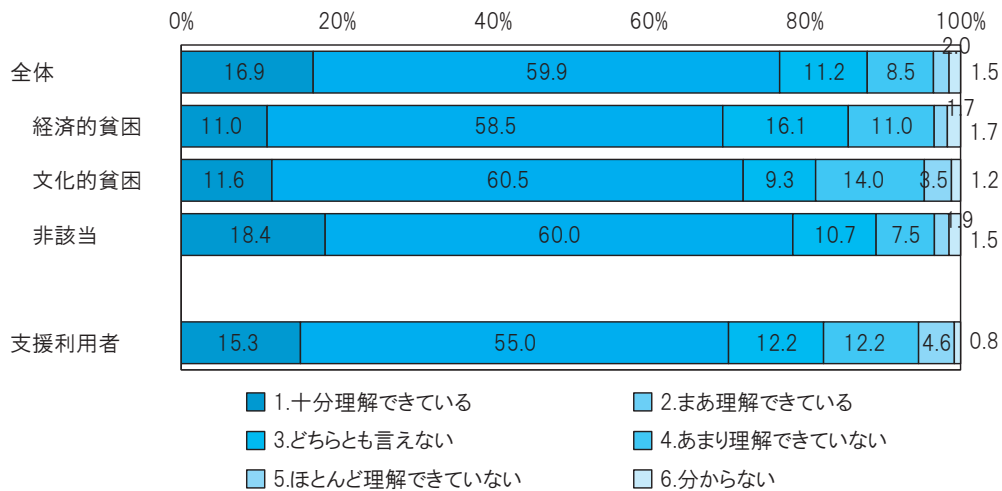
②教育支援に関すること

【学校での授業が理解できているか】

子どもの学校での授業への理解については、「非該当」では「十分」と「まあ」を合わせた理解できていると答えた肯定的回答が約8割となっています。一方、「文化的貧困」では「あまり」または「ほとんど」理解できていないと答えた否定的回答が17.5%と、他に比べて多くなっています。

「支援利用者」では肯定的回答が約7割となっており、否定的回答は16.8%となっています。

《学校での授業が理解できているか》

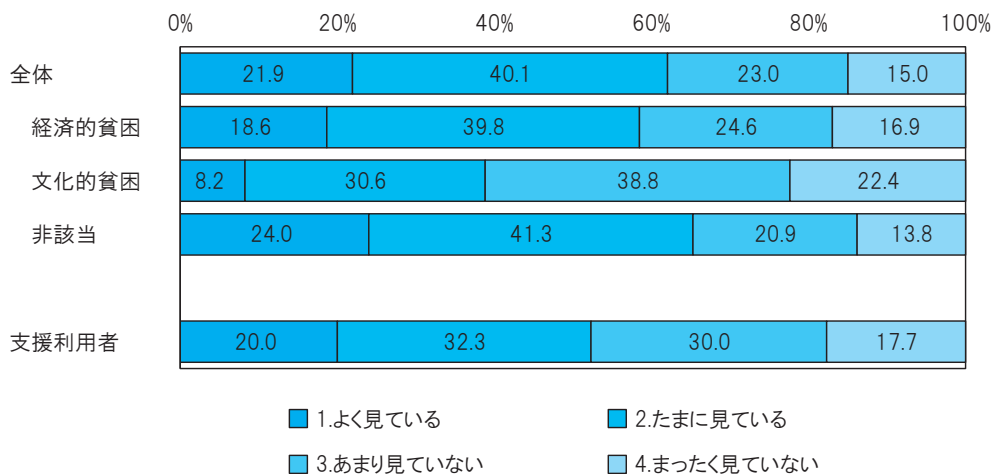


【家で子どもの勉強を見ることはあるか】

保護者が家で子どもの勉強を見るかどうかについては、「よく」と「たまに」を合わせた見ていると答えた肯定的回答が、「非該当」では65.3%と他に比べて多くなっていますが、「文化的貧困」では38.8%と他に比べて少なくなっています。

「支援利用者」については、肯定的回答が52.3%となっており、「あまり」と「まったく」を合わせた否定的回答が47.7%となっています。

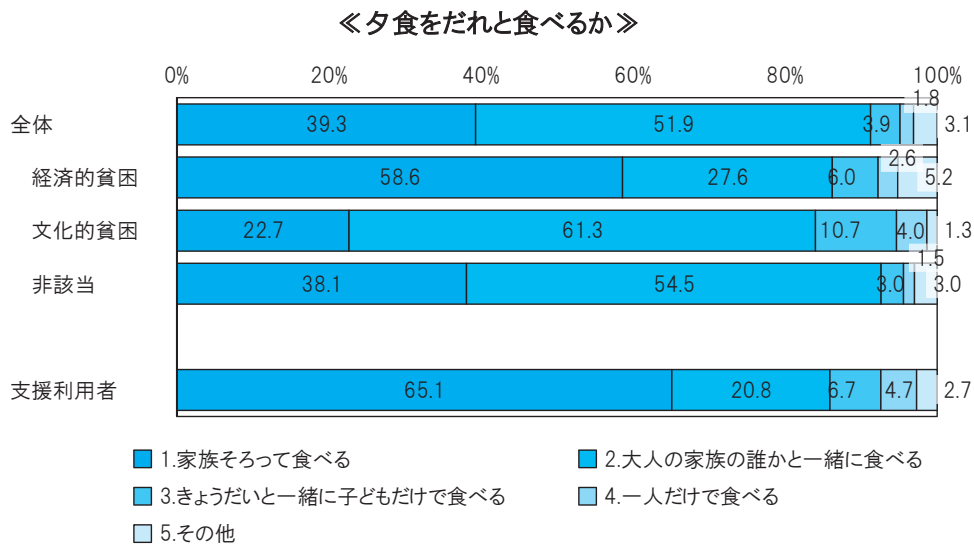
《家で子どもの勉強を見ることはあるか》



【夕食をだれと食べるか】

夕食をだれと食べるかについて、「非該当」「文化的貧困」では「大人の家族の誰かと一緒に食べる」が最も多く、5～6割に上ります。次いで、「家族そろって食べる」が2～4割となっています。また、「経済的貧困」では「家族そろって食べる」が58.6%と最も多く、「大人の家族の誰かと一緒に食べる」は27.6%となっています。一方、「文化的貧困」では「きょうだいと一緒に子どもだけで食べる」と「一人だけで」を合わせた子どもだけで食べている人が14.7%と、他に比べて多くなっています。

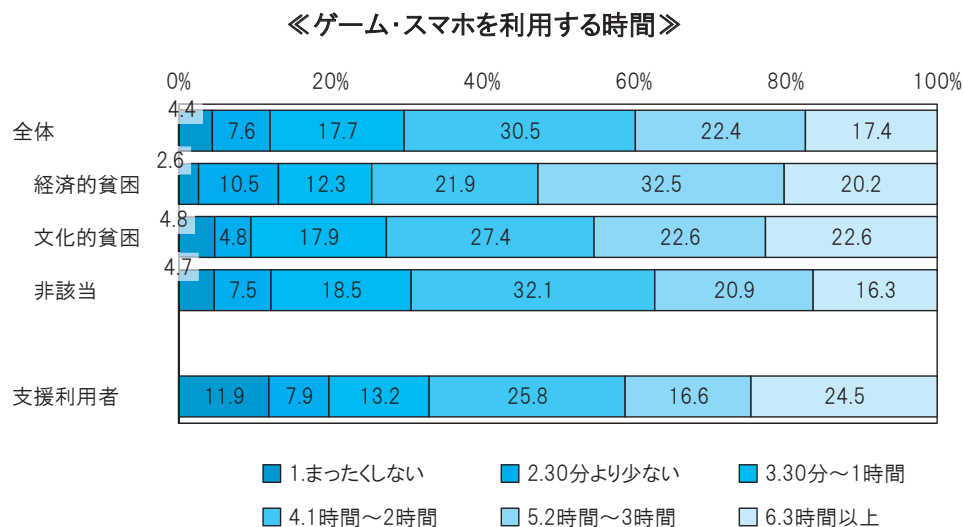
「支援利用者」では、「家族そろって」が65.1%に上り、「大人の家族の誰かと一緒に」は20.8%となっています。



【ゲームやスマホを利用する時間】

子どものゲーム・スマホの利用時間について、「非該当」「文化的貧困」では「1時間～2時間」が最も多く、「経済的貧困」では「2時間～3時間」が最も多くなっています。2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は「非該当」の37.2%に対し、「経済的貧困」では52.6%と多くなっています。

「支援利用者」では、「1～2時間」と「3時間以上」が25%前後でほぼ同率となっています（支援利用者の回答には就学前児童も含まれます）。

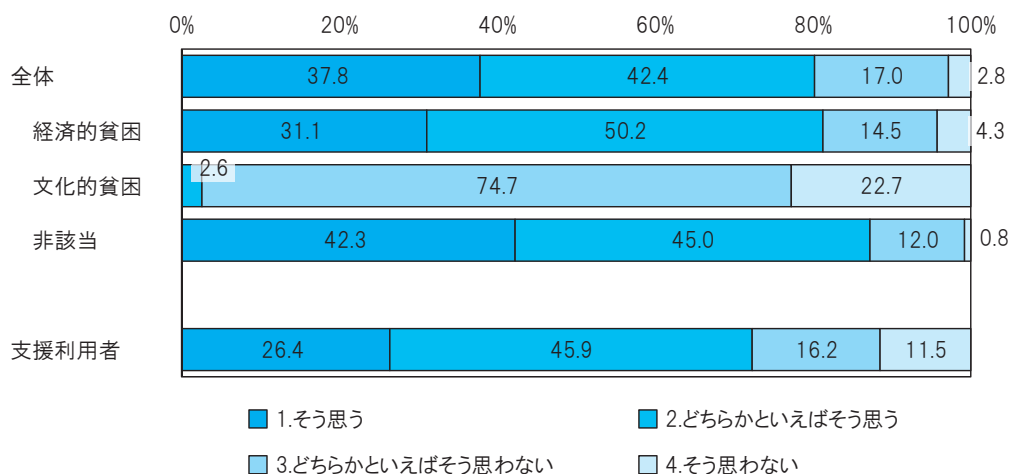


【子どもと十分時間を過ごしていると感じるか】

子どもと十分時間を過ごしているかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的回答は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも8割を超えています。一方、「文化的貧困」では肯定的回答はわずか2.6%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が97.4%に上っています。

「支援利用者」では、肯定的回答が合わせて72.3%にとどまり、「そう思わない」も11.5%とやや多くなっています。

《子どもと十分時間を過ごしていると感じるか》

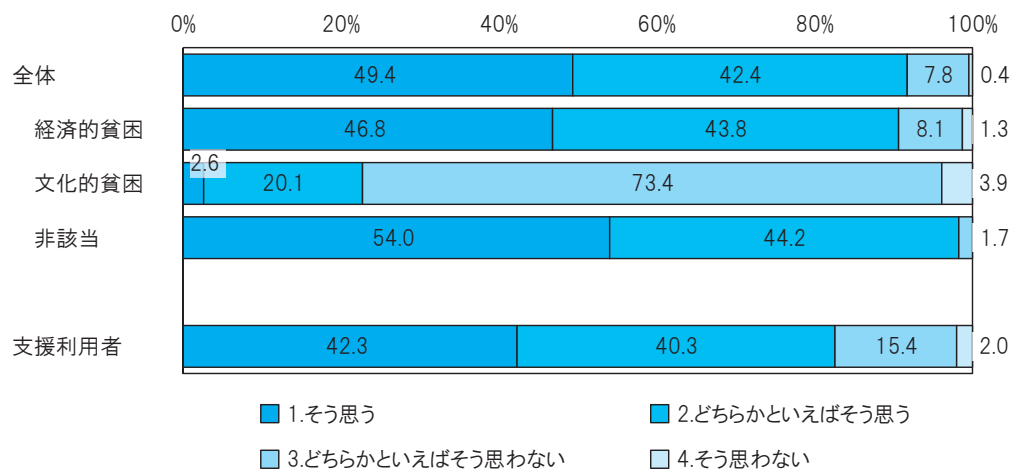


【子どもと良く会話をするか】

子どもと良く会話するかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的回答は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも9割を超えています。一方、「文化的貧困」では肯定的回答はわずか2.6%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が77.3%に上っています。

「支援利用者」も肯定的回答が82.6%に上りますが、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的回答が17.4%とやや多くなっています。

《子どもと良く会話をするか》



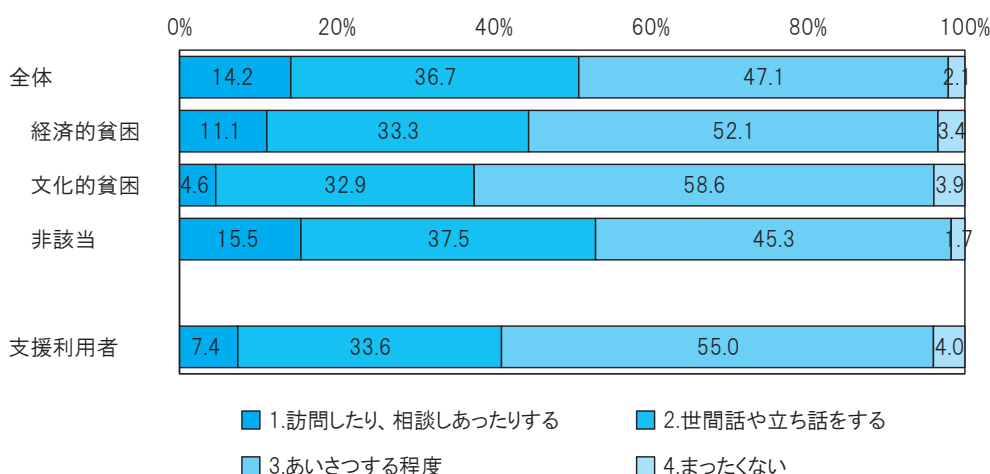
④地域社会とのかかわりに関すること

【近所の方とどの程度の付き合いがあるか】

近所の方との付き合いの程度については、いずれの区分でも「あいさつする程度」が最も多くなっています。「訪問したり、相談しあったりする」という深い付き合いについては、「非該当」が15.5%に上るのに対し、「文化的貧困」は4.6%にとどまっています。

「支援利用者」では「あいさつする程度」が55.0%と最も多く、「訪問したり、相談しあったりする」は7.4%と少なくなっています。

《近所の方とどの程度の付き合いがあるか》

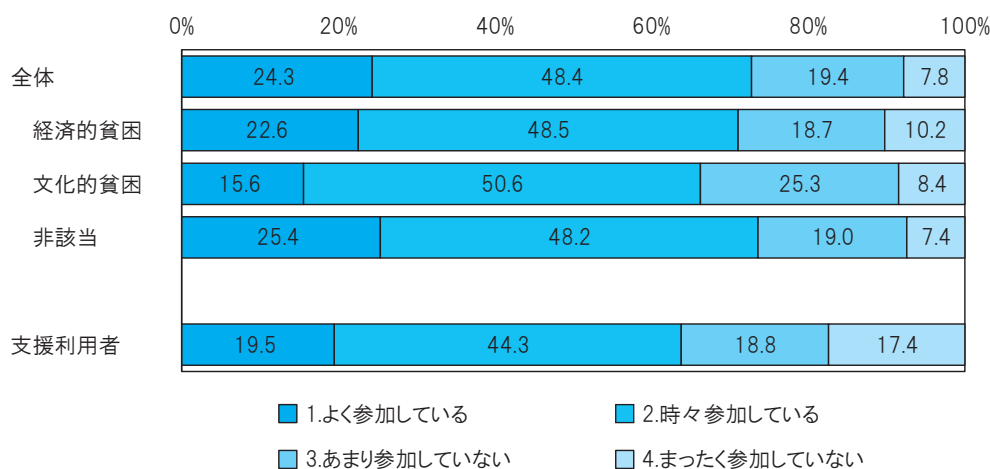


【地域の行事に参加しているか】

地域の行事への参加について、「非該当」「経済的貧困」では「よく参加している」「時々参加している」を合わせた肯定的回答が7割を超えています。また、「文化的貧困」では66.2%と他に比べて少なくなっています。

「支援利用者」では肯定的回答は63.8%であり、「まったく参加していない」という人は17.4%となっています。

《地域の行事に参加しているか》



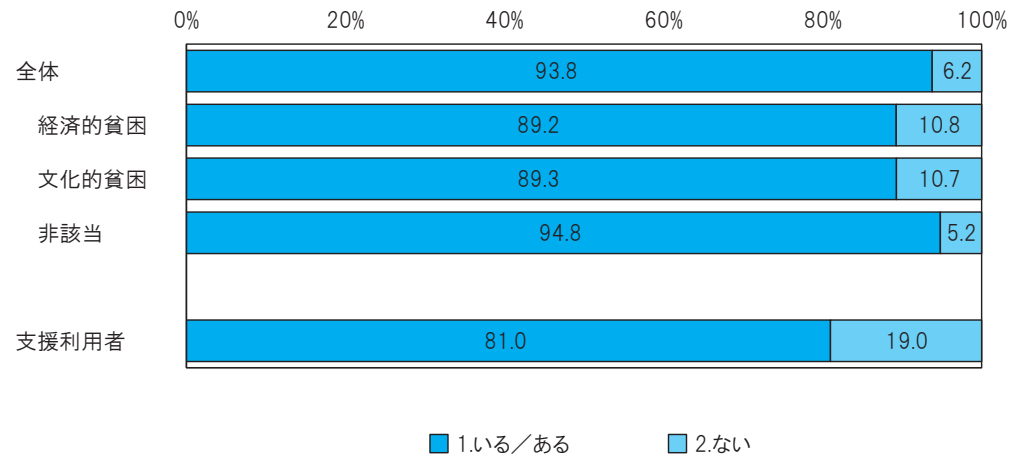
⑤行政の支援制度及び必要となる施策に関すること

【子育てする上で、気軽に相談できる人または場所はあるか】

子育てに関する相談先については、いずれの区分でも9割前後が「いる／ある」として
います。一方、「経済的貧困」「文化的貧困」では約1割が「ない」として
います。

「支援利用者」については「いる／ある」が81.0%であり、19.0%が「ない」として
います。

《子育てする上で、気軽に相談できる人または場所はあるか》



■ 1.いる／ある ■ 2.ない

第3章 本市の子ども・子育て支援の取り組みの状況

1. 教育・保育事業

(1) 就学前の教育・保育事業

① 令和元年度の施設利用の状況

本市の就学前の教育・保育事業の利用状況をみると、年齢が進むにつれ、利用率が上昇し、3歳児以降は概ね一定で97%前後の利用で、ほとんどの就学前児童は3歳以降、いずれかの施設において集団生活を行っています。また、2歳児についても58.0%と過半数の子どもが施設を利用しており、自宅よりも施設で過ごす子どもが多くなっています。

施設別では、全体では保育所が904人(34.3%)が最も多く、次に幼稚園が553人(21.0%)、保育・教育を併せて対応できる認定こども園が319人(12.1%)となっています。

《令和元年度の年齢別・施設別利用児童数》

(単位:箇所・人)

| | | 施設 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------------|----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育的な利用 | 保育所 | 12 | 61 | 111 | 160 | 186 | 197 | 189 | 904 |
| | 公立保育所 | 8 | 33 | 59 | 103 | 127 | 136 | 127 | 585 |
| | 私立保育所 | 4 | 28 | 52 | 57 | 59 | 61 | 62 | 319 |
| | 地域型保育事業 | 2 | 8 | 15 | 12 | | | | 35 |
| | 認定こども園(2・3号) | 2 | 23 | 36 | 41 | 54 | 57 | 59 | 270 |
| | 公立認定こども園(2・3号) | 1 | 10 | 15 | 21 | 26 | 37 | 33 | 142 |
| | 私立認定こども園(2・3号) | 1 | 13 | 21 | 20 | 28 | 20 | 26 | 128 |
| | 広域利用 | | 6 | 4 | 6 | 9 | 5 | 8 | 38 |
| 計 | 16 | 98 | 166 | 219 | 249 | 259 | 256 | 1,247 | |
| 教育的な利用 | 認定こども園(1号) | 2 | 0 | 0 | 4 | 20 | 14 | 11 | 49 |
| | 公立認定こども園(1号) | 1 | | | | 16 | 13 | 8 | 37 |
| | 私立認定こども園(1号) | 1 | | | 4 | 4 | 1 | 3 | 12 |
| | 幼稚園 | 5 | 0 | 0 | 30 | 158 | 183 | 182 | 553 |
| | 公立幼稚園 | 4 | | | | 63 | 92 | 80 | 235 |
| | 確認を受けない私立幼稚園 | 1 | | | 30 | 95 | 91 | 102 | 318 |
| | 広域利用 | | | | 4 | 6 | 11 | 7 | 28 |
| | 計 | 7 | | | 38 | 184 | 208 | 200 | 630 |
| 施設利用児童数合計 | | | 98 | 166 | 257 | 433 | 467 | 456 | 1,877 |
| 在宅、認可外保育施設等 | | | 314 | 221 | 186 | 14 | 14 | 8 | 757 |
| 就学前児童数 | | | 412 | 387 | 443 | 447 | 481 | 464 | 2,634 |
| 施設利用率 | | | 23.8% | 42.9% | 58.0% | 96.9% | 97.1% | 98.3% | 71.3% |

資料: 就学前児童数は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口

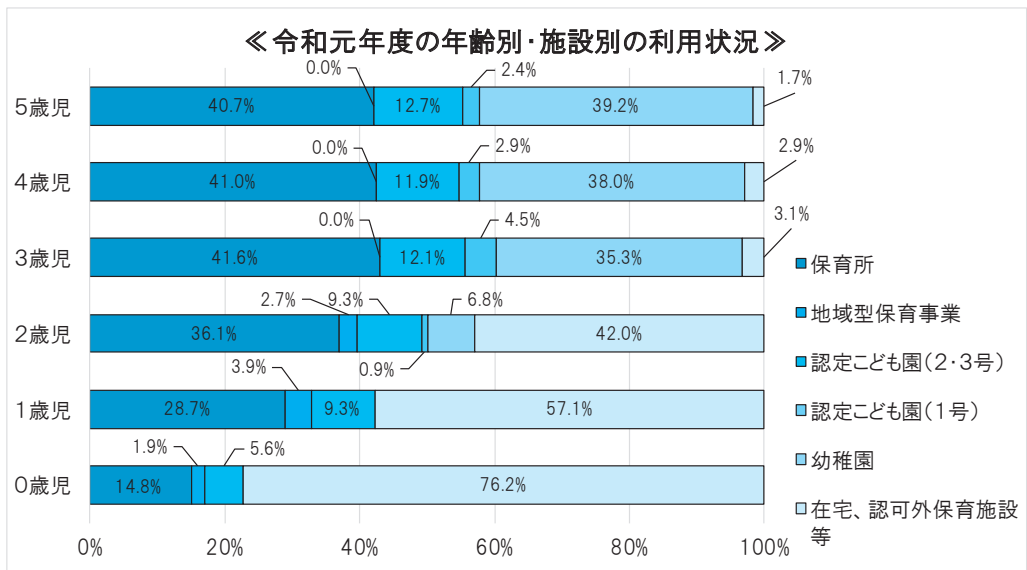
施設利用児童数は、平成31年4月1日現在の施設利用者数(保育的な利用は利用内定児を含む)

在宅、認可外保育施設等は、就学前児童数と施設利用児童数合計との差引

「施設」は市内の施設数

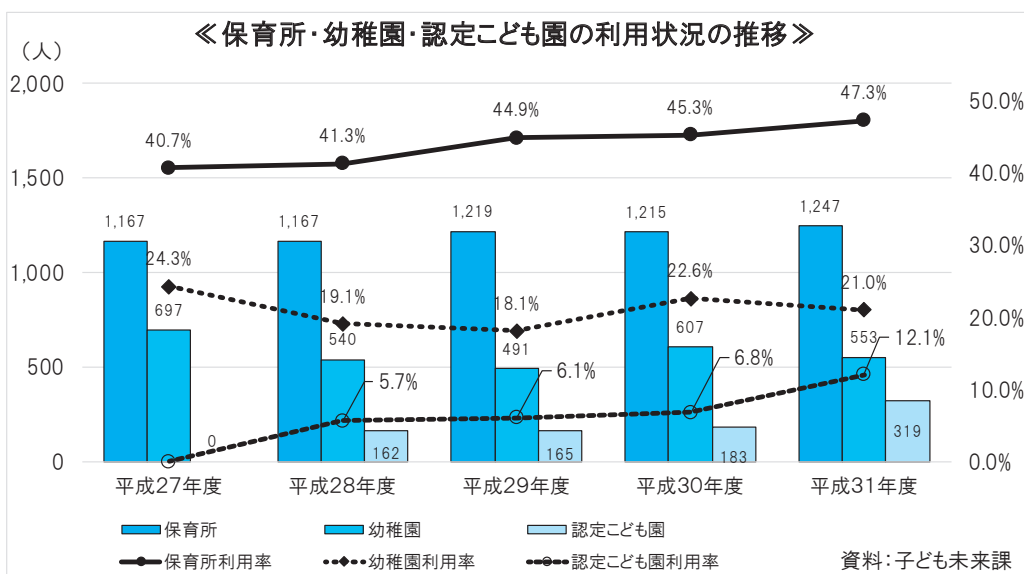
年齢別・施設別の利用状況をみると、3歳児から5歳児については保育所が約40%、幼稚園が約35%～39%、教育・保育の利用を合わせた認定こども園が約15%となっており、約5%程度が自宅で過ごしていると考えられます。

また、0歳児から2歳児については、0歳児は76.2%、1歳児は57.1%と自宅で過ごしていると思われる子どもが過半数を超えていますが、2歳児については、自宅が42.0%にとどまり、36.1%が保育所、9.3%が認定こども園を利用するなど、過半数がいずれかの施設を利用しています。



②保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況

保育所の利用は年々増加が続いている一方、幼稚園の利用は緩やかに減少が進んでいます。また、認定こども園は、平成28年度の開所以降、増加が続いています。

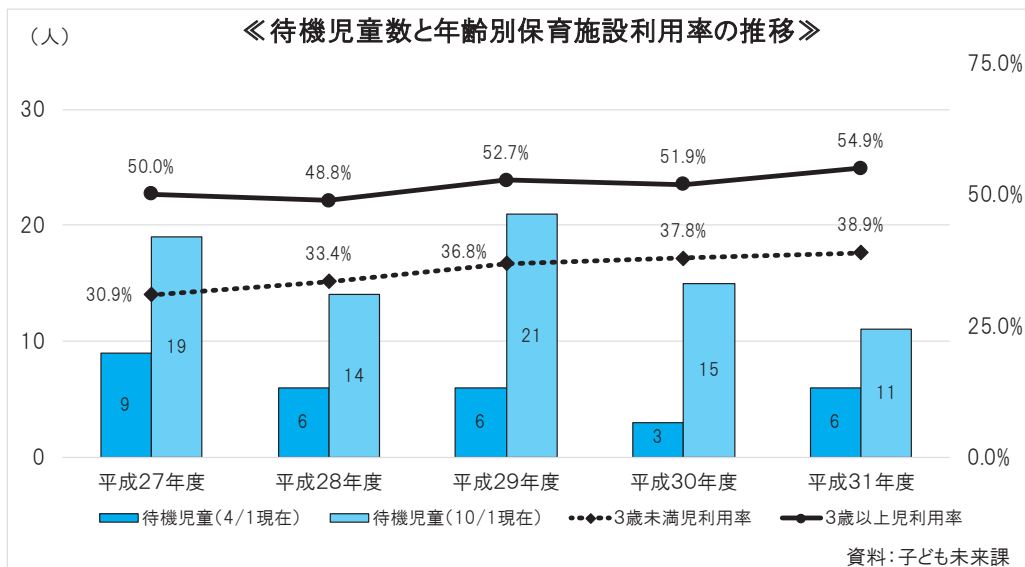
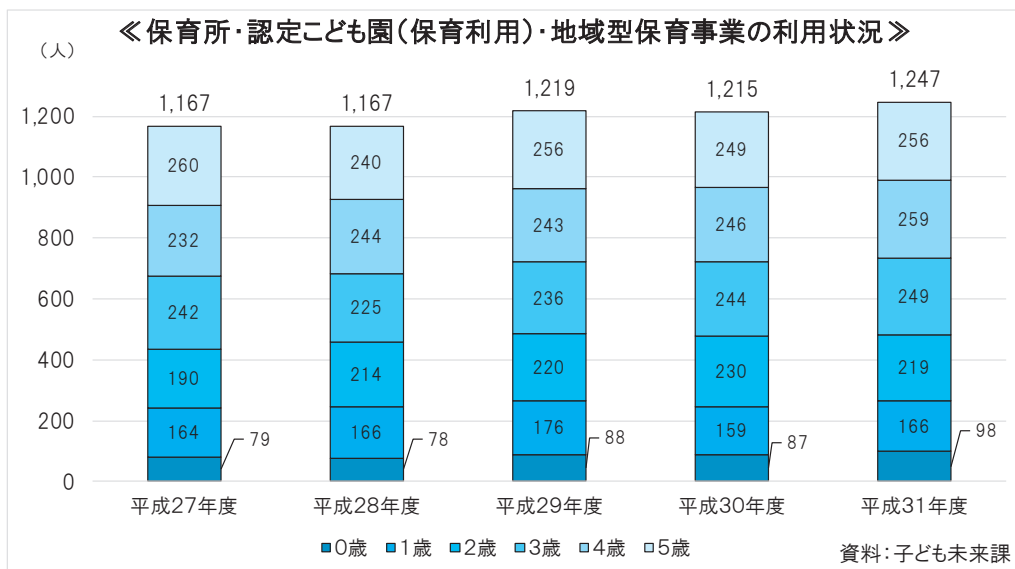


③保育の利用状況

市内の保育提供施設の設置状況としては、現在、公立保育所が8園、私立保育所が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、地域型保育事業2施設の計16施設が運営されています。平成28年度に公立保育所1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

保育所などの保育の利用については、年々増加傾向が続いています。年齢別では、特に0歳から2歳の低年齢児の利用増が大きくなっています。

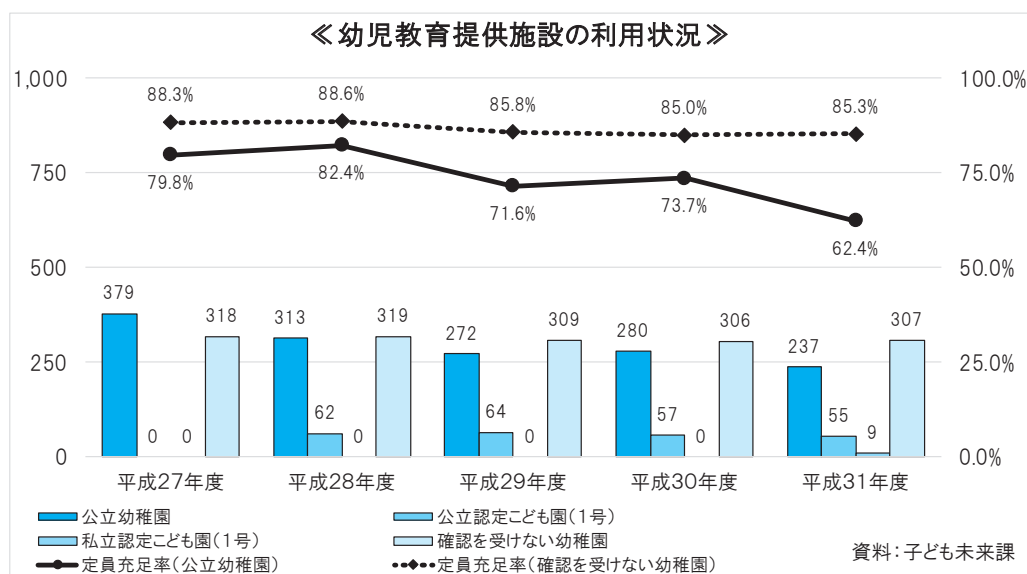
また、待機児童数を見ると、毎年4月1日現在は5人程度でほぼ横ばいの状況です。一方、10月1日現在では10人から20人程度で、やや減少傾向となっています。



④幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

市内の幼児教育提供施設の設置状況としては、現在、公立幼稚園が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、確認を受けない幼稚園が1園の計7施設が運営されています。施設の設置状況については、平成27年当時は公立幼稚園が5園と確認を受けない幼稚園が1園となっていたのですが、平成28年度に公立幼稚園1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

利用状況を見ると、確認を受けない幼稚園については、利用児童数は310人前後、定員充足率は85%以上を維持し、ほぼ横ばいで推移しています。一方、公立幼稚園をみると、現在の4園体制となった平成28年から比較しても、利用児童数は313人から237人へ76人の減、定員充足率も82.4%から62.4%へ大きく低下しています。



2. 地域子ども・子育て支援事業

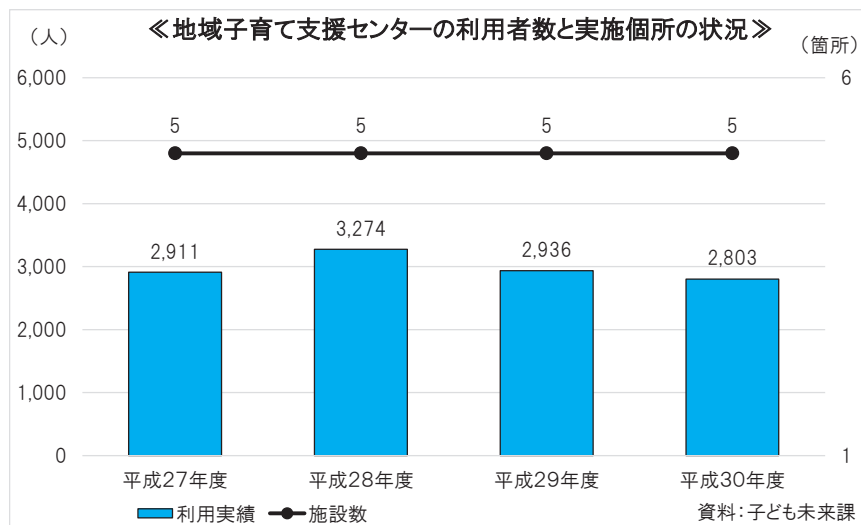
①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

主に未就園児を対象に、親子の相互交流や遊びの場を提供するとともに、子育てに関する相談を行う場所として活用されています。

平成31年4月1日現在で、市の総合保健福祉センターにある「あいあいっこ」のほか、市内の保育所及び認定こども園で4箇所が運営され、5箇所の施設で事業を行っています。

この間、大きな変動はありませんが、利用者数はやや減少傾向となっています。

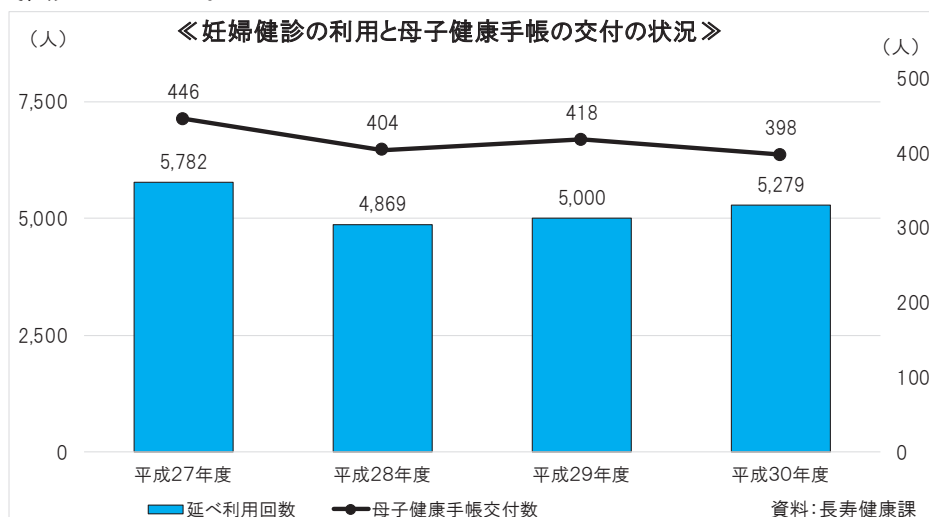


②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中の健康診査に係る費用について、最大14回分の助成を行っています。

母子健康手帳の交付枚数は、やや減少傾向にありますが、妊婦検診の利用実績はほぼ横ばいに近い水準で推移しています。

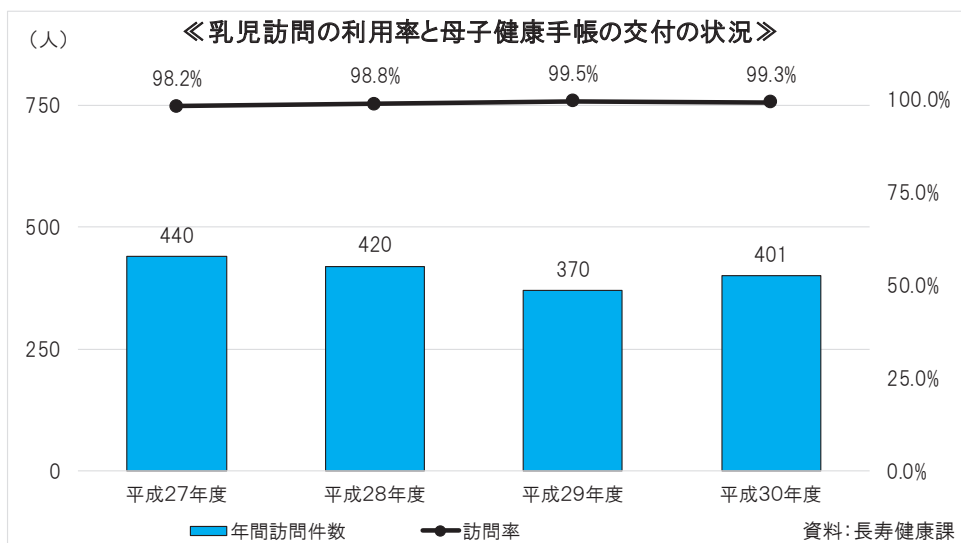


③乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

生後4か月までのお子さんのいる家庭に、保健師・助産師・母子保健推進員などの専門職が訪問し、育児に関する様々な相談に応じることで、乳児を育てる家庭の不安解消を図るとともに、各家庭の状況把握を行っています。こうした機会に把握した情報について、各支援担当部署との間で連携を図り、適切な支援の提供に努めています。

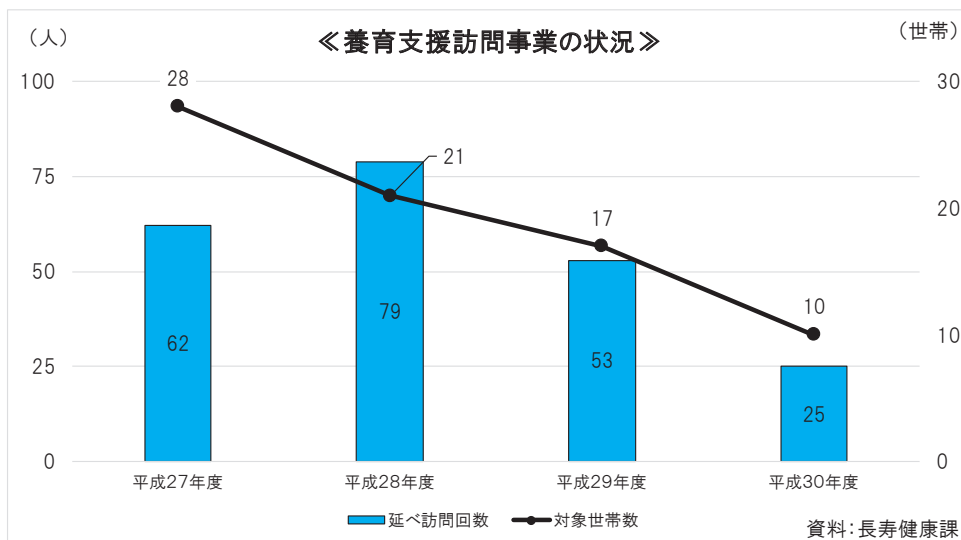
実績値の推移をみると、訪問件数はやや減少傾向にありますが、訪問率は99%前後で推移しています。



④養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

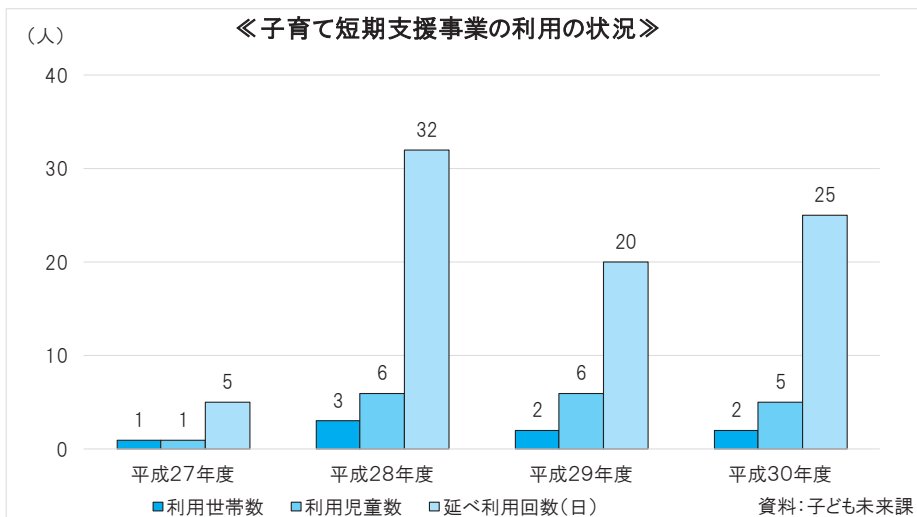
児童の養育に関し、支援が必要であるにもかかわらず、積極的に支援を求めることの難しい家庭に対し、保健師などの専門職が訪問し、各家庭の課題解消に向けた支援を行っています。



⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

保護者の病気や仕事、育児不安の解消など様々な理由により、一時的な家庭での保育困難となった際に、児童養護施設などで預かるショートステイを行っています。現在、市内には受け入れ施設が無いため、市外の施設8箇所に委託を行い、事業を実施しています。

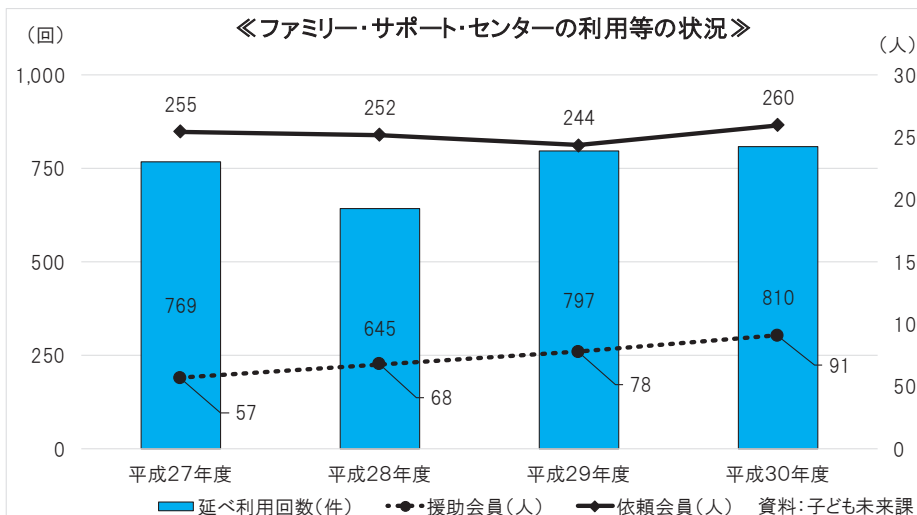


⑥ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

保育所、幼稚園などの送迎や、施設の利用時間外での預かりなど、日常的な子育て支援を行うため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。

サービスの利用状況は、概ね横ばいとなっていますが、他市に比べると非常に多くの利用がなされています。一方、サービスを利用する利用会員は、250人前後で概ね横ばいの傾向となっており、サービスを提供する援助会員は年々増加傾向となっています。

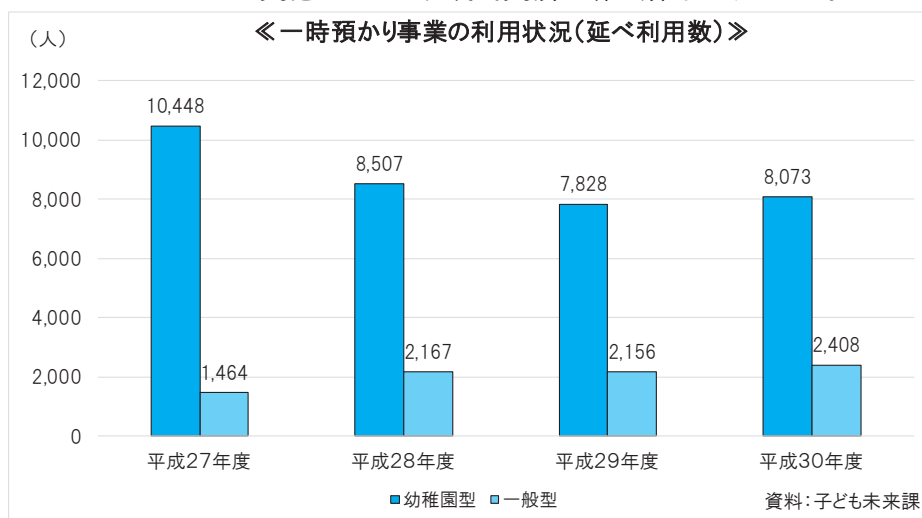


⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園や認定こども園（教育利用）を利用している児童が、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、通園する施設で一時的な預かりを行う「幼稚園型」については、現在、確認を受けない幼稚園と認定こども園において実施しており、利用実績は減少傾向にあります。

また、普段、利用していない施設を利用する「一般型」については、私立保育所2園とファミリー・サポート・センターで実施しており、利用実績は増加傾向にあります。

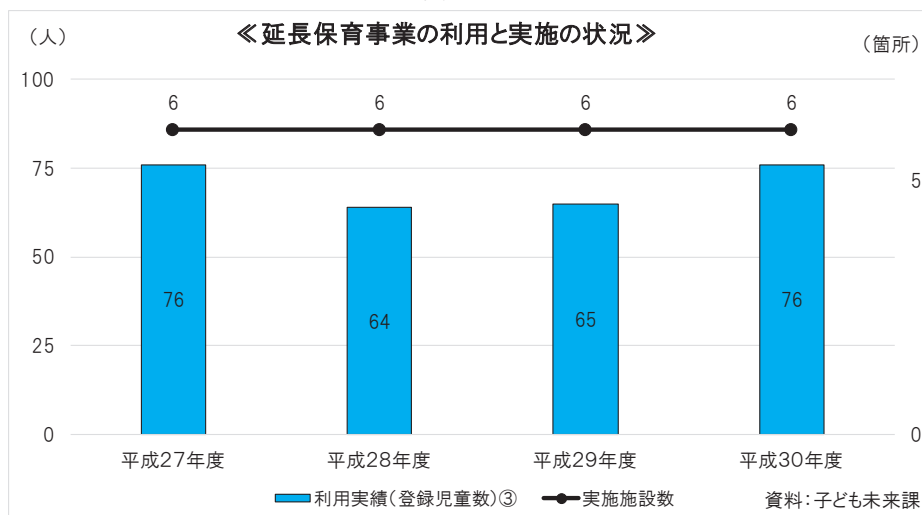


⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

保育所や認定こども園（保育利用）を利用する児童が、保育標準時間を超えて保育の提供を受ける事業で、現在、公立施設2箇所、私立施設4箇所の計6箇所で開催しています。

実施施設数、利用児童数ともに、大きな変化はみられません。

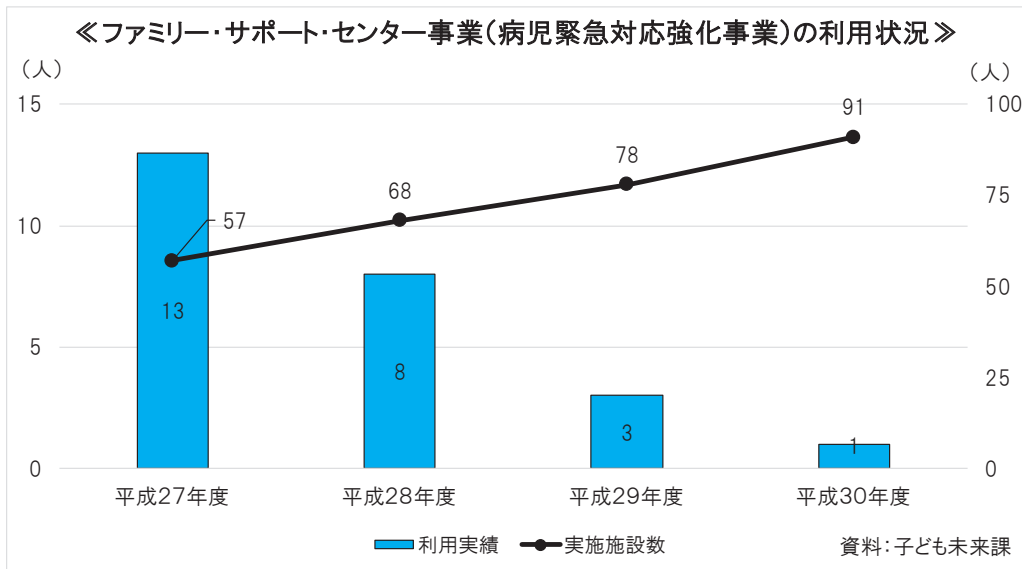


⑨病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、本市では病児・病後児保育事業は実施できていないため、ファミリー・サポート・センターの病児緊急対応強化事業が利用できる制度となっています。

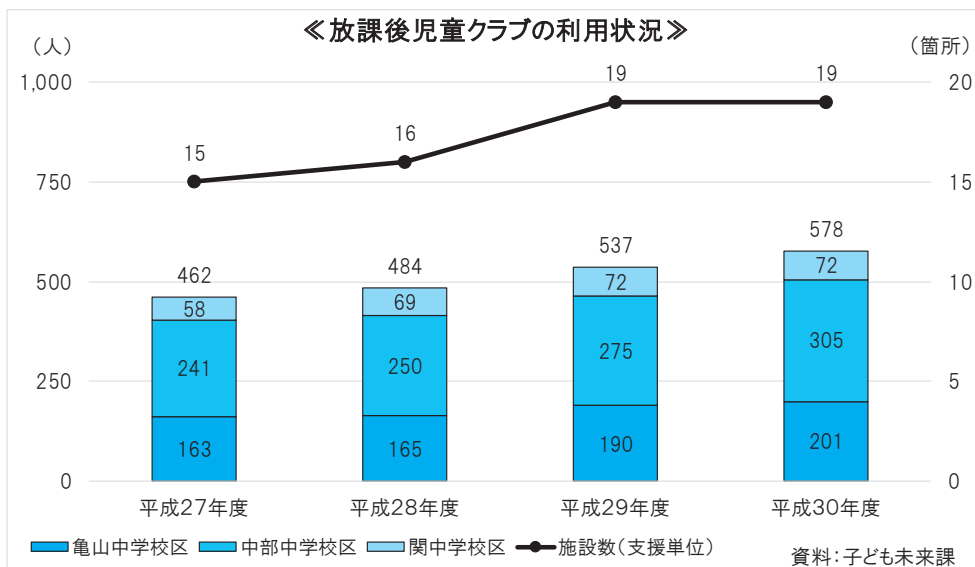
サービスを提供する援助会員数は増加傾向にありますが、事業の利用は減少が続いています。



⑩放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

保護者が就労等で家庭にいない児童が放課後の遊びや生活の場となる放課後児童クラブについては、年々利用者が増加傾向にあり、その対応を図るため、施設数も増加しています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、平成17年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」における基本理念「子育て交流のまち かめやま」を大切に引き継ぎ、長年にわたり積み重ねてきました。

そうした中、子育てに関わる制度の大きな転機となった平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートにあたって策定した、第1期計画において、その考え方を継承しつつ、新たに一人ひとりの子どもに対する視点を加える形で「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」へと見直したところです。

少子化の進展が加速する中で策定する第2期計画においても、子どもや子育ての重要性がより一層高まっています。そうした中、本市の財産である「子育てにやさしい」という評価を次代へ引継いでいく、という考えから、これまで培ってきた基本理念を引き継ぎ、次の基本理念を定めます。

〔基本理念〕

「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」

〔基本理念の考え方〕

保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまち

そうしたまちで、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていきます

また、「子ども・子育て支援事業計画」との関連の深い「学校教育ビジョン」においては、掲げられている「めざす子ども像」についても、その考え方を共有する意味で、ここに示します。

めざす子どもの姿 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち

●「希望に輝く」とは・・・

子どもたちが、確かな学力と健やかな身体を基盤にしなが、自分の個性や特性を活かし夢や志を実現させようと前向きに、取り組もうとする姿であり、なかまとかかわり合いながら共に伸びようとする姿です。また、地域や社会の課題等について自分なりの思いをもち、主体的にかかわろうとする姿です。

●「心ゆたかな」とは・・・

子どもたちが、豊かな自然や歴史文化、芸術をはじめ、様々な人や物事等とのかかわりの中で感動する心をもつとともに、優しさや思いやりをもって人とかわり、相手の思いに気づき受け止め、自分も相手も大切にしようとする姿です。さらに、多様な立場や考えに触れることで自分の考え方や視野を広げ、互いのよさを生かして協働し、よりよい未来を創ろうとする姿です。

2. 計画の基本的な視点

少子化の進展による人口減少社会へ突入するなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、大きな変化の中にあり、これにより、子どもや子育て世帯を支えるために必要な支援も大きく変わろうとしています。

そうした中であって、基本理念の実現に向けて実施する様々な施策を効果的に推進するため、あらゆる施策の実施において意識すべき「基本的な視点」を次のように定めます。また、これら「基本的な視点」を意識することで、個々の施策を進めることによる限定的な効果にとどまらず、多面的な効果の発揮を目指します。

一人ひとりの子どもが大切にされ、健やかに育つ視点

子ども・子育てに関する施策を進める際には、子ども一人ひとりにきちんと向き合い、大切にしなければなりません。このことにより、子ども一人ひとりが尊重され、自己肯定感を持ちながら健やかな成長につながるものです。

すべての親が安心して子育てをする視点

子どもの成長を支える存在の第一は、その子どもの親となります。親は子どもを持って初めて親となるもので、子どもの成長とともに親の成長が進みます。そうした親が本当の意味で親として、親子が揃って成長できるよう、すべての親の子育てを支える意識を持って施策の推進を図ります。

地域や社会が子どもと子育てを支える視点

子どもは未来を創造する原動力であり、地域の宝です。地域の宝がよりよく成長していくためには、親の主体的な子育ては重要ですが、地域全体で子どもだけでなく親の子育てを支えていくことが重要です。

歴史や自然を子育てに活かす視点

本市には、東海道のまちなみやそれに根差した生活とつながる歴史文化、市域のどこからでも見えて自分たちを見守るように存在する鈴鹿山脈の山並みから続く豊かな自然など、魅力的な地域資源にあふれています。この地で豊かな子育てを進められるよう、これらの資源を最大限に活用しながら施策の推進を図ります。

子育て世帯に選ばれる視点

人口減少が進む中、持続的な自治体であるためには、人口を維持することが重要です。そのためには、本市が子育て世帯に選ばれることで、自治体としての持続性を高めることができるものです。個々の施策でそれを実現することはできませんが、多様な施策が効果的に進められることで、子育て世帯に選ばれる魅力が高められるよう、各種施策に取り組みます。

3. 基本目標

基本理念の具現化に向けて実施する様々な施策を束ねる大綱であるとともに、副次的な目標としての意味を併せ持つものとして、次の4つの「基本目標」を定めます。

1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域や園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長を見つめ、子育て世帯の様々な不安を解消することのできる、子育てを見守り、支えるまちを目指します。

3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、明るい未来につなげられるよう、子どもと社会との接点である学校をプラットフォームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、関係機関の協働などで福祉と教育の連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと保護者に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域における包括的な支援のネットワーク機能の充実を図ります。

4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的な不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【基本理念】

「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」

基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

- (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化
 - ①就学前教育・保育施設の再編と整備
 - ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化
- (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践
 - ①質の高い教育・保育の提供
 - ②魅力ある教育・保育の充実
 - ③保育士・教職員への支援体制の強化
- (3) 多様な保育サービスの提供
 - ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化
 - ②きめ細やかな保育サービスの提供
 - ③多様な子育て援助機能の充実

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

- (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進
 - ①配慮を要する子どもとその保護者への支援
 - ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援
- (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり
 - ①子育て世帯の子育て力の強化支援
 - ②子育て世帯の交流促進
 - ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み
- (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実
 - ①子育て支援のすそ野の拡大
 - ②子どもの健全育成活動の充実

基本目標 3. 子どもが明るい未来へつなげるまち

- (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実
 - ①児童虐待防止の取り組み
 - ②子どもの人権を守る意識の醸成
 - ③外国人家庭の子育て支援
- (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保
 - ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
 - ②就学・進学に関する相談体制の充実
 - ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
- (3) 自立した生活基盤づくりへの支援
 - ①生活支援の充実
 - ②就労に関する支援の充実
 - ③食から支える子ども食堂の充実
 - ④各種支援制度の周知強化と利用促進

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

- (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実
 - ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実
 - ②安心して子育てのできる意識と環境づくり
 - ③出産の希望を支える支援
- (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援
 - ①親の就労を支える保育サービスの提供
 - ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり
 - ③ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

(1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化

現状と課題

[少子化の進展と幼児教育から保育へのニーズの変化]

- 少子化が進展する中、本市においても、出生数の減少傾向が続いています。今後も一定の減少は進むことが予想されますが、低年齢児の保育ニーズは上昇傾向にあります。また、女性の就労意向の高まりや家庭環境変化などから、幼児教育から保育へニーズが動く傾向が続いています。

[施設の老朽化と配置バランスの改善]

- 市内の保育所、幼稚園については、施設の老朽化の進んでいるものが増えています。また、北東部への人口集中などから、市内の保育需要にも地域的な変化がみられ、施設配置と間におけるバランスの改善が求められます。

[就学前教育・保育現場の人材不足]

- 近年の就学前教育・保育の現場においては、年々人材確保の困難度が増していることに伴い、教職員の負担も増加傾向にあることから、施設運営の最重要資源である人材の安定的な確保が大きな課題となっています。

施策の方向性

①就学前教育・保育施設の再編と整備

- ◇女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、就学前の子どもに関わる教育と保育の需要の変化に留意し、中長期的な視点による就学前教育・保育施設の再編計画を策定します。
- ◇公立保育所及び幼稚園について、計画的な認定こども園化を進めるとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、既存施設の必要な改修等を行います。
- ◇利用意向の上昇傾向が続く3歳未満の低年齢児の受入規模の強化を図るため、小規模保育事業の拡充を図ります。

②就学前教育・保育施設の運営体制の強化

- ◇定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- ◇子どもたちを適切に受け入れができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- ◇市が利用調整を行う私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を検討します。
- ◇保育士や幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るとともに、教育・保育の質の向上を図るため、保育士等の業務負担を支えるサポート職の設置やICTを活用した業務改善に取り組みます。
- ◇幼児教育・保育の無償化による恩恵を実感できるよう、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した適切な制度運用に努めます。

(2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践

現状と課題

[幼児教育・保育に関するツールの活用]

- 子どもの成長においては、その発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が必要であることから、他市に先行した幼児教育共通カリキュラムなどの充実したツールを有効に活用することが求められます。

[魅力的な地域資源の活用]

- 本市では、歴史・自然など、ほかにはない魅力的な地域資源が溢れており、加太保育園やみなみ保育園を中心に野外体験保育に取り組んでいます。幼児期の多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・認定こども園などでの活動における地域資源の活用が、亀山らしい就学前教育・保育の展開において重要となっています。

[生きる力の礎となる自己肯定感]

- 子どもが成長し、生きる力を育むためには、自分自身で何かを達成するなどにより充たされる自己肯定感が重要であり、様々な活動を通じた自己実現の積み重ねの機会が求められます。

[現場職員の質の向上]

- 就学前教育・保育施設においては、子どもたちと直接触れ合う職員の質が、そのまま教育・保育の質につながります。そうした一人ひとりの職員が、チームとして協力し合うことで効果的に機能する組織づくりが重要となっています。

施策の方向性

①質の高い教育・保育の提供

- ◇子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- ◇「亀山市保幼共通カリキュラム」や「亀山市保幼小接続カリキュラム」を活用した一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- ◇より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価のしくみづくりを検討します。
- ◇子どもたちの様々な活動を安心して行うことができるよう、園内・園外の多様な活動における危険状況に関する継続的な検証を行います。
- ◇幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

②魅力ある教育・保育の充実

- ◇子どもたちが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験を重視した活動に取り組みます。
- ◇ブックスタート事業、ファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジなど、子どもの成長段階に応じた読書活動の機会づくりを進めます。
- ◇子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- ◇子ども一人ひとりへの配慮のある成長段階に合わせた4段階の離乳食やアレルギー除去・代替食の提供に努めます。

③保育士・教職員への支援体制の強化

- ◇体力向上外部講師の派遣による子どもへの効果的な指導力の向上につながる教職員の指導方法の工夫改善を支援します。
- ◇保・幼・認が一体となった幼児教育研修会を行うなど、明確な目的を持った計画的な研修機会の充実を図ります。
- ◇C L M (チェック・リスト・in三重) を有効に活用し、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。
- ◇教育委員会と福祉部門とを兼務する教職員(指導主事)の配置により、園内研修の充実を図るとともに、教職員指導員による定期的巡回指導による指導力の強化に努めます。

(3) 多様な保育サービスの提供

現状と課題

[価値観の多様化や働き方改革による保育ニーズの多様化]

- 女性の就労状況の変化や価値観の多様化などから、保育需要が増加していることに伴い、そのニーズも多様化が進んでいます。こうした傾向は国の進める働き方改革などで強まることが見込まれ、増加傾向にある休日保育や土曜の一日保育など、受け皿の充実が求められています。

[障がいのある子どもの増加と集団生活の機会]

- 障がいのある子どもたちが保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用を希望する場合、それを支える専門職による支援体制が求められます。

施策の方向性

①特別支援教育・障がい児保育体制の強化

- ◇特別な支援を必要とする子どもたちを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- ◇医療的ケアを要する子どもの入所においては、看護師等の医療職の配置を行うとともに、多数の乳幼児の在籍する園などにおける専門職の配置に努めます。
- ◇子育て支援員研修や介助員への研修を充実することで、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

②きめ細やかな保育サービスの提供

- ◇年々利用ニーズの高まっている休日保育について、公共施設での実施を含めた拡充の検討を行います。
- ◇病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実施を目指します。

③多様な子育て援助機能の充実

- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの行う事業に対し、事業の周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- ◇幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域や園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長を見つめ、子育て世帯の様々な不安を解消することのできる、子育てを見守り、支えるまちを目指します。

(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進

現状と課題

[専門職が連携した切れ目のない相談・支援体制]

- 保健・福祉・教育・医療が連携し、0歳から18歳までの子どもやその保護者に対し、専門スタッフによる切れ目のない相談支援を行っています。一方、相談件数は年々増加傾向にあるとともに、相談内容も多様化がみられ、より専門性の高い体制整備が求められます。

[療育支援の体制]

- 特別な支援が必要な就学前の子どもに対し、療育支援を行うとともに保護者に対しても支援を行っています。今後は、様々な障がいに対応できるような療育体制の構築が求められます。

[家庭における教育に関する意識の両極化]

- 子育て世帯の家族環境の多様化などから、家庭教育にかかる取組に対する各世帯の意識の差が広がり、積極的な保護者とそうでない保護者の両極化が進んでいます。

施策の方向性

①配慮を必要とする子どもとその保護者への支援

- ◇臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフの集う子ども総合相談窓口を核に、園や学校、医療機関など関係機関と連携した支援体制を確保するとともに、個々のスキルアップによる専門性の向上に努めます。
- ◇1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園などの依頼に基づく施設巡回により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。
- ◇園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもたちへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- ◇教育委員会と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、就園から就学へと成長における情報共有を図るなど、相互の連携強化を図ります。
- ◇子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- ◇通級指導教室による個別指導と小集団指導「こみけ」を開催することで、配慮を要する子どもとその保護者への支援を行います。

②障がいのある子どもと保護者・家庭への支援

- ◇集団生活を送るうえで特別な支援が必要な子どもに対し、集団療育や個別療育や保護者の相談に応じるとともに、今後の児童発達支援の拠点となる児童発達支援センターの設置に取り組みます。
- ◇放課後等デイサービス事業など障がい児通所事業への支援を行うなど、発達支援の提供等による自立の促進や、その保護者の負担軽減を図ります。
- ◇障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係部署と連携した事業所への働きかけを行います。
- ◇特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付を行うとともに、医療費助成などを行うことで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり

現状と課題

[子育て支援機能の充足]

- 主に未就園の子どもと保護者が交流できる場所である地域子育て支援センターは、市内に5箇所それぞれの特徴を持ちながら運営されています。活動の中で、育児相談、子育てサークル等の育成、子育て情報の提供、育児講座、ひろば事業などを展開し、様々な交流がなされています。

[子育て世帯の孤立]

- 多くの子育て世帯では、保育所・幼稚園・認定こども園への就園や学校への就学などにより、子育ての状況の似た世帯との交流が生まれ、孤立感が解消されています。その一方で、未就園児や不登校児童生徒のいる世帯など、このようなつながる機会の少ない世帯では、些細なことから孤立し、それが深刻化する恐れがあります。

[多子世帯の子育てにおける負担]

- 少子化が進展する一方で、多胎児など多くの子どもを同時に子育てしている世帯があります。そうした世帯は、子育て世帯の中でも負担が大きかったり、外出の困難さから交流機会が少なくなるなど、負の側面が強まる恐れがあります。

施策の方向性

①子育て世帯の子育て力の強化支援

- ◇子どもたちが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間十選」や「みんなで支え合う子育てアドバイス」などを活用した家庭教育への支援を行います。
- ◇ブックスタート、ファミリー読書リレー、読書チャレンジなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取り組みによる親子の絆づくりを促進します。
- ◇保護者に対する食育講演会や保育所などで提供する給食を紹介する食育だよりを配布するなど、家庭への食に関する意識啓発を行うことで、家庭での望ましい食習慣づくりを促します。
- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの日常に行われる教職員への相談や、地域子育て支援センターでの子育て支援員など、保護者の集う施設をプラットフォームとした身近な子育て相談体制を充実します。

②子育て世帯の交流促進

- ◇親子が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を支援するとともに、こうした機能のない地域への出前事業の充実を図ります。
- ◇SNSなどICT技術を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◇地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動への支援を行うとともに、活動団体同士の交流の場づくりを行います。

③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み

- ◇子育て世帯の持つ課題が多様化・複雑化することで孤立を深めることがなくなるよう、様々な機会を通じた支援体制を検討します。
- ◇子育て世帯がそれぞれの暮らす地域の中で悩みを相談したり交流したりすることのできる身近な居場所づくりを進めるため、訪問型家庭教育支援事業などの効果的な方策を検討します。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業などの利用促進を図ることで、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- ◇不登校、不登校傾向にある子どもを持つ保護者への支援として、適応指導教室において「ふれあいカウンセリング」を実施するとともに、広く教育関係者や保護者に参加を呼び掛ける講演会を開催し、不登校支援に係る理解啓発に取り組みます。

(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実

現状と課題

[充実した子育てに関する学びの機会]

- 家庭教育出前講座・子育ての宝箱などの学びなど、子育てに関する学びの機会が多く展開され、多くの受講者が活用されています。

[子育てを見守る地域社会]

- 子育て世帯は様々な地域で生活していますが、転入・転出などの増加などから、地域との関係が希薄な世帯が増加しつつあり、子育ての孤立感につながる可能性があります。

[子育てを支える団体の状況]

- 亀山市社会福祉協議会では、地域で生活する子育て中の親子を対象に、居場所づくりや情報交換を目的としたサロン活動に対して支援を行っています。現在、約10団体の子育てサロンが、季節にちなんだ料理教室や手芸教室など、それぞれの特色ある活動をしています。

施策の方向性

①子育て支援のすそ野の拡大

- ◇子育て支援員研修や子育ての宝箱などの講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りに子育てを支えることのできる人材育成に努めます。
- ◇子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- ◇一時的に保育が困難な場合、保護者に代わって子どもの保育を担うことができるよう、豊富な育児経験を持つ主婦などによる子育てボランティアの育成に努めます。

②子どもの健全育成活動の充実

- ◇共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から地域の教育力を活かした、放課後子ども教室の充実に努めます。
- ◇地域の公民館やコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。
- ◇子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実に図るため、様々な情報発信の強化に努めます。
- ◇児童健全育成活動の拠点となる児童センターにおいて、既存のクラブ活動に加え、新たな行事を検討するとともに、利用しやすい施設となるよう、積極的な情報発信を行いません。
- ◇不登校や引きこもり等、社会適応上の困難を抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実に努めます。
- ◇青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安心・安全を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り、環境浄化活動及び相談活動の充実に努めます。

基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、明るい未来につなげられるよう、子どもと社会との接点である学校をプラットフォームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、関係機関の協働などで福祉と教育の連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと保護者に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域における包括的な支援のネットワーク機能の充実を図ります。

(1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実

現状と課題

[児童虐待の件数増加]

- 児童虐待については、社会的にその状況への理解の深まりなどから、相談や対応件数は年々増加が続いています。

[鈴鹿児童相談所の設置]

- 本市のある県内北勢部においても、平成31年4月に従来管轄していた北勢児童相談所から本市と隣接する鈴鹿市とを管轄する鈴鹿児童相談所が設置されています。

[児童虐待に関わる関係機関の連携]

- 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会にて関係機関と連携しながら要保護児童や児童虐待の対応を行っています。

[専門職によるサポート体制]

- 心理、教育、保育などの専門スタッフが各ケースに応じて家庭のサポートを行っています。

施策の方向性

①児童虐待防止の取り組み

- ◇妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- ◇亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、相互の連携体制による要支援家庭や要保護家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。
- ◇様々な課題が複合化・複雑化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ◇児童虐待に関する研修会や広報等を通じた市民の理解と意識醸成を図ります。

②子どもの人権を守る意識の醸成

- ◇オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- ◇子どもに関わる園などの職員への研修等による人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。

③外国人家庭の子育て支援

- ◇様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、外国人向けの情報提供の充実に努めます。
- ◇外国人家庭においても、進学等の進路選択の幅を広げられるよう、進路指導ガイダンス「学校へいこう」を実施します。
- ◇学校等における通訳や外国人児童生徒教育支援員の配置に努めるとともに、総合保健福祉センターなどの通訳を活用した多言語での文書作成等に努めます。

(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保

現状と課題

[経済的・文化的な貧困に関する課題の多様化・複合化]

- 経済的に困窮している人は社会的なかわりの少なさから相談できる人・場所が限られるうえ、生活困窮だけでなく、障がいがあったり、介護や看護を抱えていたりして、問題が複雑であることも多くみられます。また、経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が稀薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある家庭が顕在化しています。

[貧困の連鎖を断ち切る学習機会]

- すべての子どもは生まれながらにしてあらゆる可能性を持っています。しかしながら、「貧困の連鎖」により、その可能性が閉ざされるおそれがあります。アンケート調査においても、課題を抱える世帯においては、経済的な困窮によって塾や習い事に通うことができない状況や、教育に対する経済的な負担に対する不安を抱える世帯もみられます。また、アンケート調査で、「文化的貧困」に該当する人は授業の理解度について否定的な回答がやや多く、あわせて家庭において勉強を見てあげられないという人が多いことから、文化的な側面において貧困が疑われる家庭に対しても、学習機会を確保することが求められます。

[経済的な困窮・文化的な貧困に起因する社会的な孤立]

- 子育て世帯の経済的な困窮は、社会的に孤立してしまうことで子どもたちが必要な支援を受けられず、いっそう困難な状況に置かれてしまうおそれをはらんでいます。こうした状況に対し、地域においては、主任児童委員や民生委員・児童委員をはじめ、子どもの見守りにかかわる人びとが子どもへの声掛けなどを行っています。また、経済的な困窮・文化的な貧困が疑われる家庭の実態は隠れがちであり、家庭そのものが地域から孤立しているケースも少なくないため、実態が見えにくいのが実情です。

施策の方向性

①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実

- ◇子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯を把握するとともに、早期相談の実践を行います。
- ◇課題を抱えたひとり親家庭をはじめとした生活困窮者等の自立を支援するため、生活困窮者自立支援事業の充実を図りながら、アウトリーチによる相談支援を実施します。
- ◇スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、学校をプラットフォームとした総合的な相談体制の充実を図ります。

②就学・進学に関する相談体制の充実

- ◇小・中学校進学時にスムーズな就学が図られるよう、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。
- ◇すべての子どもの学力保障がなされるよう、集合型のみならず訪問型も含めた学習・生活支援事業への展開を図ります。
- ◇高等学校への進学に対する継続的なサポート体制とともに、高校中退者に対する支援体制づくりについても検討します。

③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり

- ◇民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との連携により支援体制の強化を進めます。
- ◇子どもや家庭の孤立を防ぐとともに、文化的な貧困家庭への予防的なアプローチにつながるよう、家庭教育支援員等の養成・配置の検討を進めます。

(3) 自立した生活基盤づくりへの支援

現状と課題

[困窮がもたらす生活への影響]

- 経済的困窮がもたらす生活面、健康面への影響が一部の子どもや家庭にみられるほか、親子のかかわりといった家庭の文化的側面についても、時間的な欠乏などによる生活の乱れといった影響がみられます。

[就労に関する支援の充実]

- ひとり親家庭等に対しては親の就労への様々な給付金や貸付事業の制度があるものの認知度が低く、制度の活用が低調となっています。また、就労の機会の確保に向けては、関係機関との連携による就労支援が必要です。

[子ども食堂の活動]

- 本市においても、市民活動として子ども食堂の役割を担う活動が実施され、食の面から支援が必要な家庭を支えています。しかし、支援が必要な子どもが食堂に来ておらず、実施される地域が限定的であることから、今後は、支援機能を高めながら全市的な広がりにつなげていくことが求められています。

[制度の周知と活動]

- ひとり親世帯など、生活困窮等に関する支援は様々な制度があるものの、経済的な困窮・文化的な貧困を抱える家庭は社会的なかわりが少ないことから、情報を得る経路が限られ、十分な理解がないなど、制度の活用の面では課題があります。

施策の方向性

①生活支援の充実

- ◇経済的な困窮のみならず、文化的な貧困家庭も含めた家庭の生活自立を支援するため、新たな専門職の配置等による生活相談・指導・支援体制の充実を図ります。
- ◇ひとり親世帯等に必要な情報を集約したホームページの構築等により、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センターにおける支援機能や支援体制の充実などにより、子育て援助機能の活用を促します。
- ◇子育てに関するランドセルや学生服などの道具等の共有化を図るため、子育てリユース事業を検討します。
- ◇経済的な困窮家庭における福祉、教育などに関する助成の拡充など、多様な子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。

②就労に関する支援の充実

- ◇ハローワークとの連携により、保護者の就労に関する相談窓口を充実させるとともに、職業訓練等の機会の充実を図ります。

③食から支える子ども食堂の充実

- ◇経済的な困窮・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂につながれるよう支援体制を強化しながら、その活動の展開を促します。

④各種支援制度の周知強化と利用促進

- ◇高等教育における就学支援新制度に関する周知や活用支援等、適切かつ効果的な各種支援制度の利用につなげるため、新たな専門職の配置によるマッチング支援を図ります。
- ◇支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実

現状と課題

[子育て世代包括支援センターの設置]

- 妊娠届からの途切れることの無い子育てに関する健康面での支援を行う子育て世代包括支援センターを平成30年度に設置し、主に3歳までの母子保健を中心とした子育てに関する支援体制を整えています。

[不妊・不育の希望と現実の乖離]

- 妊娠・出産への希望を持ちながらも、さまざまな問題からそれがかなわなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。

[成育基本法の成立]

- 子どもの健全な成長を後押しするため、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」が平成30年12月に制定されました。国・地方・保護者・医療関係者等の責務が明示され、それぞれの役割に基づく取組が求められています。

施策の方向性

①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実

- ◇妊娠期から出産、育児へとつながる子育て世帯に対する母子保健支援体制の強化を図ります。
- ◇子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。
- ◇妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業を行うことで、妊娠・出産に係る健康支援に取り組みます。
- ◇妊婦教室やパパママ教室を通じて、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- ◇乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るため、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- ◇感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。
- ◇児童手当・特例給付や乳幼児から中学生までの子ども医療費助成などの経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

②安心して子育てのできる意識と環境づくり

- ◇離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて、保護者への知識普及を図るとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、育児の情報提供や個々のニーズに応じた支援を行います。
- ◇乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行なうとともに、関係機関と連携した事故防止や適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- ◇子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- ◇限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。

③出産の希望を支える支援

- ◇不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。
- ◇不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援

現状と課題

[子育てを見守る地域環境]

- 共働き世帯の増加や、地域で身近に頼れる人が少なくなってきた現代において地域社会の中に子どもが気軽に行くことのできる居場所づくりが重要です。

[働き方改革（就労の多様化）によるニーズへの影響]

- 一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされる働き方改革により、子育て世帯の中にも多様な働き方が広がる可能性があります。

[子育て世帯を夫婦が等しく担える環境づくり]

- 男性の育児参加は徐々に進んできていますが、現在の子育て世帯の中にあっても男性が主体となって子育てをするケースは稀な状況となっています。子育てをする上での喜びも不安や不満も夫婦で分かち合いながら子育てをするためには、夫婦間だけでなく、社会の中での意識づくりが求められます。

施策の方向性

①親の就労を支える保育サービスの提供

- ◇待機児童の解消を目指し、公立保育所と幼稚園の再編や小規模保育事業の推進による低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受け入れ体制づくりを進めます。
- ◇保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、休日保育の充実を図るとともに、病児・病後児保育の実施を目指します。

②放課後を豊かに過ごす居場所づくり

- ◇保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能の確保を図るとともに、夏休みなど長期休業時の居場所づくりに取り組みます。
- ◇子どもたちが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、放課後児童クラブの特徴を活かした付加価値づくりを検討します。
- ◇放課後等における療育をはじめとしたサービス利用とともに、就労など、保護者の必要性に応じた放課後等デイサービス事業などによる居場所づくりを進めます。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

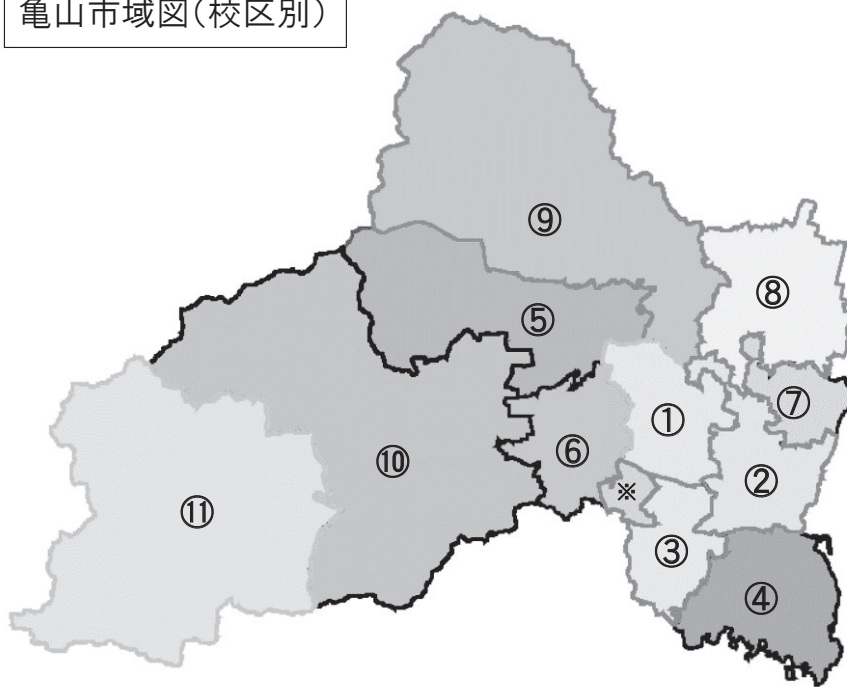
- ◇働きながら育児を行う夫婦が助け合いながら子育てを行えるよう、男性の育児に対する意識啓発を行うとともに、事業者による男性の育児休暇取得など育児参加への理解と風土づくりに努めます。
- ◇パパママ教室やパパとあそぼうなど、行政や子育てサークルの行うイベントなどを通じて、男性の育児参加への意識づくりに努めます。
- ◇妊娠によってマタニティ・ハラスメントなどが発生しないよう、正しい知識の共有や理解、啓発を行います。

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市においては、「必要利用数の見込み（量の見込み）」及び「確保の内容」を設定する区域として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）について、市域全体を1区域として、必要に応じて中学校区・小学校区の状況を加味することとします。

亀山市域図(校區別)



| 小・中学校区 | |
|--------|---|
| 亀山中学校区 | ①亀山西小学校区 ②亀山東小学校区 ③亀山南小学校区 ④昼生小学校区 ⑤白川小学校区 ⑥神辺小学校区 |
| 中部中学校区 | ⑦井田川小学校区 ⑧川崎小学校区 ⑨野登小学校区 |
| 関中学校区 | ⑩関小学校区 ⑪加太小学校区 |

※①・③の重複区域

| 区分 | 設定区域 |
|-----------------------------|------|
| 教育・保育 | |
| 教育・保育施設 | 市全域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | |
| 利用者支援事業 | 市全域 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 市全域 |
| 妊婦健康診査事業 | 市全域 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 市全域 |
| 養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業 | 市全域 |
| 子育て短期支援事業 | 市全域 |
| 子育て援助活動支援事業 | 市全域 |
| 一時預かり事業 | 市全域 |
| 延長保育事業(時間外保育事業) | 市全域 |
| 病児保育事業 | 市全域 |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 中学校区 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 市全域 |

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

2. 必要利用数の見込みの算出

(1) 必要利用数の見込みの算出に関する考え方

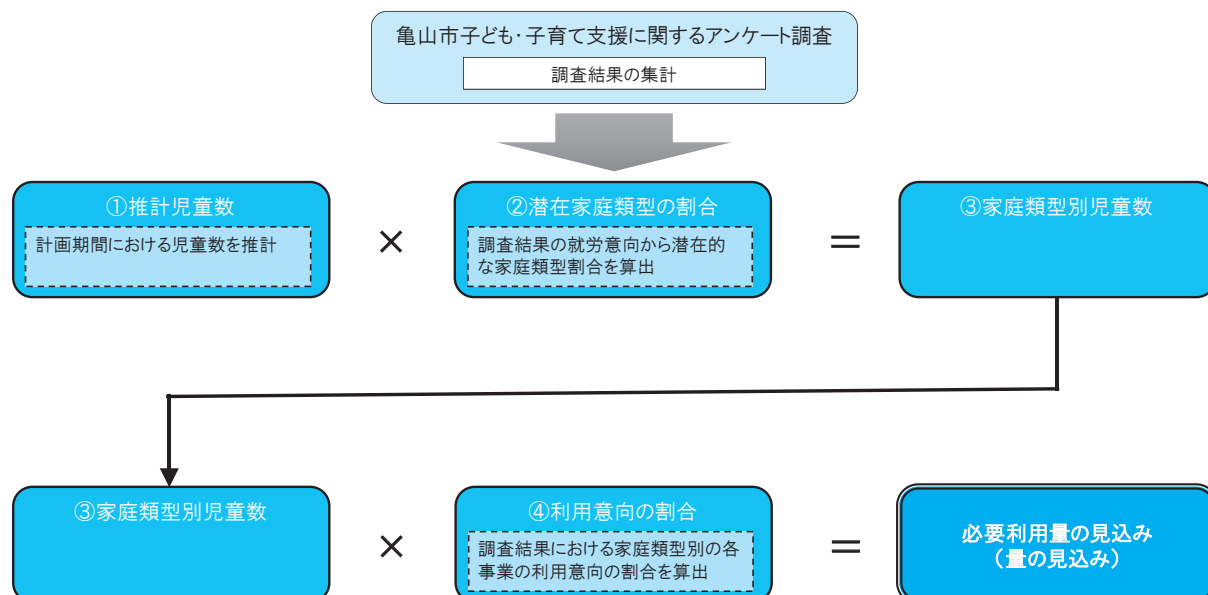
必要利用数の見込み（量の見込み）の算出については、内閣府の示す「量の見込みの算出等のための手引き（平成26年1月）」や「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（平成31年4月）」を基本とします。

この算出方法については、「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果が基礎数値となりますことから、近年の事業等の実施実績との乖離が発生する場合があります。

そのため、必要利用数の見込みの設定にあたっては、利用実績や提供体制の状況など本市の実情を勘案したうえで、設定することとします。

①算出の手順

各事業の必要利用数の見込みの算出は、次の式を基本とします。



(2) 算出プロセス

必要利用数の見込みを算出する際の基礎となる「①推計児童数」や、「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに算出する「②潜在家庭類型の割合」の算出については、次のプロセスによります。

Step - 1 : ①推計児童数の算出プロセス

計画期間内の児童数の推計を行います。

推計期間：令和2年度から令和6年度（5年間）

推計方法：平成27年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにした
コーホート変化率法

（参考：コーホート変化率法）

各コーホート（同一期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

〔推計児童数〕

| 年度 年齢 | 基礎数値 | | | | | 推計値 | | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 平成27年 (2015) | 平成28年 (2016) | 平成29年 (2017) | 平成30年 (2018) | 平成31年 (2019) | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) | |
| 未 就 学 児 | 0歳 | 466 | 435 | 407 | 374 | 412 | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
| | 1歳 | 458 | 479 | 435 | 439 | 387 | 426 | 414 | 410 | 406 | 401 |
| | 2歳 | 477 | 459 | 474 | 447 | 443 | 390 | 429 | 417 | 413 | 409 |
| | 3歳 | 461 | 485 | 454 | 481 | 447 | 445 | 392 | 431 | 419 | 415 |
| | 4歳 | 507 | 459 | 479 | 456 | 481 | 446 | 444 | 391 | 430 | 418 |
| | 5歳 | 500 | 510 | 463 | 486 | 464 | 486 | 451 | 449 | 395 | 435 |
| | 小計 | 2,869 | 2,827 | 2,712 | 2,683 | 2,634 | 2,593 | 2,526 | 2,490 | 2,450 | 2,460 |
| 小 学 生 | 6歳 | 487 | 505 | 514 | 477 | 481 | 468 | 491 | 456 | 453 | 399 |
| | 7歳 | 479 | 488 | 507 | 523 | 483 | 485 | 472 | 495 | 460 | 457 |
| | 8歳 | 472 | 475 | 491 | 506 | 516 | 481 | 482 | 469 | 492 | 457 |
| | 9歳 | 460 | 473 | 474 | 487 | 507 | 515 | 481 | 481 | 468 | 491 |
| | 10歳 | 470 | 461 | 476 | 473 | 487 | 508 | 516 | 482 | 482 | 469 |
| | 11歳 | 477 | 467 | 458 | 478 | 471 | 485 | 506 | 514 | 480 | 480 |
| | 小計 | 2,845 | 2,869 | 2,920 | 2,944 | 2,945 | 2,942 | 2,948 | 2,897 | 2,835 | 2,753 |
| 合計 | 5,714 | 5,696 | 5,632 | 5,627 | 5,579 | 5,535 | 5,474 | 5,387 | 5,285 | 5,213 | |
| 対H31比 | | | | | | 99.2% | 98.1% | 96.6% | 94.7% | 93.4% | |

Step - 2 : ②潜在家庭類型の算出プロセス

アンケート調査における対象となる子どもの父母の有無、就労意向をもとに、家庭類型を算出します。

〔家庭類型の分類〕

| タイプ | 「父母の有無」と「就労意向」 |
|-------|--------------------------------------|
| タイプA | ひとり親 |
| タイプB | フルタイム×フルタイム |
| タイプC | フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部) |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部) |
| タイプD | 専業主婦(夫) |
| タイプE | パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部) |
| タイプE' | パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部) |
| タイプF | 無業×無業 |

(イメージ図)

| 父親 \ 母親 | | 1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中 | | 3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中 | | 5. 就労していない 6. 就労したことがない | |
|----------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--------|----------------------------|--|
| | | 120時間以上 | 下限時間以上 120時間未満 | 下限時間以上 120時間未満 | 下限時間未満 | | |
| 1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中 | 120時間以上 | タイプ-B | タイプ-C | タイプ-C' | | タイプ-D | |
| | 下限時間以上 120時間未満 | タイプ-C | タイプ-E | | | | |
| | 下限時間未満 | タイプ-C' | タイプ-E' | | | | |
| 5. 就労していない 6. 就労したことがない | | タイプ-D | | | | タイプ-F | |

- ▶ 父母の就労の状況は、現状の就労ではなく、今後就労を希望している場合、その希望する状況によるものとして分類しています。
- ▶ イメージ図の太枠内(タイプ-C'・D・E'・F)は、保育認定の受けられない就労状況となる範囲を表しています。そのため、教育標準時間の対象となります。

〔潜在家庭類型の割合〕

| タイプ | 「父母の有無」と「就労意向」 | 0歳～就学前 | 0歳 | 1・2歳 | 3歳～就学前 |
|-------|--------------------------------------|--------|-------|-------|--------|
| タイプA | ひとり親 | 6.8% | 5.5% | 3.0% | 7.8% |
| タイプB | フルタイム×フルタイム | 34.9% | 40.2% | 32.1% | 27.9% |
| タイプC | フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部) | 26.7% | 15.2% | 21.0% | 31.0% |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部) | 9.3% | 2.7% | 10.4% | 9.4% |
| タイプD | 専業主婦(夫) | 21.8% | 36.4% | 32.4% | 23.3% |
| タイプE | パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部) | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.2% |
| タイプE' | パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部) | 0.2% | 0.0% | 0.0% | 0.2% |
| タイプF | 無業×無業 | 0.2% | 0.0% | 1.1% | 0.2% |

(3) 年齢別保育利用率

「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、対象となる子どもの日中に利用したい施設の利用意向により分類します。

【0歳児の利用率】

0歳児については、例年利用意向の上昇が続いており、今後もその傾向が続くと予想されます。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎0歳児の保育利用率

| | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 推計児童数 | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
| 利用児童数 | 130 | 136 | 142 | 147 | 152 |
| 保育利用率 | 32.5% | 34.3% | 36.2% | 38.0% | 39.8% |

【1・2歳児の利用率】

1・2歳児についても0歳児と同様に、利用率は上昇傾向となっていますが、0歳児に比べるとその傾向は緩やかです。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎1・2歳児の保育利用率

| | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 推計児童数 | 816 | 843 | 827 | 819 | 810 |
| 利用児童数 | 400 | 419 | 416 | 416 | 417 |
| 保育利用率 | 49.0% | 49.7% | 50.3% | 50.8% | 51.5% |

【3歳以上児の利用率】

3歳以上児については、例年全体の約98%が保育所・幼稚園・認定こども園などいずれかの施設を利用しています。今後においてもそうした傾向は続くと考えられることから、各年度の利用率の見込みは次のとおりとします。

◎3歳以上児の保育利用率

| | 令和2年 (2020) | 令和3年 (2021) | 令和4年 (2022) | 令和5年 (2023) | 令和6年 (2024) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 推計児童数 | 1,377 | 1,287 | 1,271 | 1,244 | 1,268 |
| 利用児童数 | 1,350 | 1,261 | 1,246 | 1,220 | 1,243 |
| 保育利用 | 690 | 645 | 637 | 623 | 635 |
| 教育利用 | 660 | 616 | 609 | 597 | 608 |
| 施設利用率 | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.1% | 98.0% |
| 保育利用率 | 50.1% | 50.1% | 50.1% | 50.1% | 50.1% |
| 教育利用率 | 47.9% | 47.9% | 47.9% | 48.0% | 47.9% |

3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 1号認定

子どもは満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

幼稚園（確認を受けない幼稚園を含む）、認定こども園（教育利用）

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 660 | 616 | 609 | 597 | 608 |
| 1号認定(幼稚園型) | 443 | 414 | 409 | 401 | 408 |
| 2号認定(幼稚園希望) | 217 | 202 | 200 | 196 | 200 |
| 確保の内容② | 830 | 830 | 830 | 870 | 720 |
| 幼稚園 | 380 | 380 | 380 | 380 | 190 |
| 認定こども園 | 90 | 90 | 90 | 130 | 170 |
| 確認を受けない幼稚園 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| ②-① | 170 | 214 | 221 | 273 | 112 |

（参考）

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 純粋な1号認定①' | 443 | 414 | 409 | 401 | 408 |
| ②-①' | 387 | 416 | 421 | 469 | 312 |

（施設数の想定）

（単位：箇所）

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|
| 市内の施設数 | 7 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| 幼稚園 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 |
| 確認を受けない幼稚園 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっており、将来的には必要利用数が減少されることが予想されます。こうした状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めます。統廃合を進めるに当たっては、本計画の5年間のみならず、より長期的なニーズ予想を踏まえた再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(2) 2号認定

子どもは3歳以上で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

保育所、認定こども園（保育利用）

※確認を受けない幼稚園など、一時預かり事業を実施する幼稚園の利用も想定されます。

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 690 | 645 | 637 | 623 | 635 |
| 確保の内容② | 756 | 756 | 756 | 738 | 788 |
| 保育所 | 611 | 611 | 611 | 543 | 543 |
| 認定こども園 | 145 | 145 | 145 | 195 | 245 |
| ②－① | 66 | 111 | 119 | 115 | 153 |

（参考）

| | | | | | |
|------------------|-------|------|------|------|------|
| 必要利用数の見込み①'＝②+②' | 907 | 847 | 837 | 819 | 835 |
| 2号認定(幼稚園希望)②' | 217 | 202 | 200 | 196 | 200 |
| ②－①' | △ 151 | △ 91 | △ 81 | △ 81 | △ 47 |

（施設数の想定）

（単位：箇所）

| | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|
| 市内の施設数 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| 保育所 | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 |

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもが、幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、大部分の受入が可能と考えられます。

一方、1号認定子どもに比べ、必要利用数の見込みに対する確保の内容は適切な水準で準備されていますが、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進める上では、長期的なニーズ予想を踏まえた確保の内容への配慮をしながら、再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(3) 3号認定

子どもは3歳未満で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

[主な利用施設]

保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

(単位:人)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | |
|------------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-----|
| | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| 必要利用数の見込み① | 130 | 400 | 136 | 419 | 142 | 416 | 147 | 416 | 152 | 417 | |
| 確保の内容② | 117 | 369 | 117 | 369 | 122 | 379 | 138 | 409 | 153 | 449 | |
| 特定教育・保育施設 | 保育所 | 71 | 258 | 71 | 258 | 71 | 258 | 67 | 238 | 67 | 238 |
| | 認定こども園 | 22 | 78 | 22 | 78 | 22 | 78 | 37 | 118 | 52 | 158 |
| | 計 | 93 | 336 | 93 | 336 | 93 | 336 | 104 | 356 | 119 | 396 |
| 家庭的保育事業 | 小規模保育 | 9 | 18 | 9 | 18 | 14 | 28 | 19 | 38 | 19 | 38 |
| | 計 | 9 | 18 | 9 | 18 | 14 | 28 | 19 | 38 | 19 | 38 |
| 認可外保育施設 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| ②-① | △ 13 | △ 31 | △ 19 | △ 50 | △ 20 | △ 37 | △ 9 | △ 7 | 1 | 32 | |

(施設数の想定)

(単位:箇所)

| | | | | | | |
|-----------|--------|----|----|----|----|----|
| 市内の施設数 | 14 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 特定教育・保育施設 | 保育所 | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| | 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 |
| | 計 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| 家庭的保育事業 | 小規模保育 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| | 計 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 認可外保育施設 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |

【提供体制の確保の内容と実施時期】

3歳未満の低年齢児については、年々利用希望が増加傾向にあり、必要利用数に対し、確保の内容が不足する状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、中期的には公立保育所及び幼稚園の統廃合による認定こども園の整備による確保の内容の拡大を行いますが、短期的な効果を期待できる小規模保育事業の整備を推進します。なお、認定こども園の整備にあたっては、低年齢児の受入規模の拡大できるように配慮します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業

すべての子どもが健やかに成長することのできる社会を実現するためには、子どもや子育て世帯の抱える様々な課題を解消し、地域の実情を踏まえた幼児教育・保育を提供するとともに、地域における多様な支援の充実が求められます。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育てをすることに喜びや充実感を持ちながら、子どもとともに親としても成長していくことができる環境づくりを目指し、次の各事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようにサポートするとともに、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。

(単位:箇所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容② | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

【対象年齢】

未就学の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

未就学児を抱える子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 利用者支援事業の実施形態・手法についての検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けた設備等の準備を行います。

令和4年度以降 利用者支援事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(単位:人回/月・箇所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 2,713 | 2,764 | 2,719 | 2,690 | 2,659 |
| 確保の内容② | 2,713 | 2,764 | 2,719 | 2,690 | 2,659 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設数 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 |

【対象年齢】

未就園の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を基本に、本市の就学前児童数の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和5年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

令和6年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

(3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。

(単位:人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 6,150 | 6,094 | 6,038 | 5,968 | 5,898 |
| 妊婦健診 | 5,600 | 5,544 | 5,488 | 5,418 | 5,348 |
| 産婦健診 | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 |
| 確保の内容② | 6,150 | 6,094 | 6,038 | 5,968 | 5,898 |
| 妊婦健診 | 5,600 | 5,544 | 5,488 | 5,418 | 5,348 |
| 産婦健診 | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考)

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0歳児数 | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|

【対象年齢】

妊娠期にある女性及び、産後概ね生後1か月までの女性

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦検診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦検診の回数の14回と、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦検診

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、すべての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

(単位:件)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
| 確保の内容② | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考)

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0歳児数 | 400 | 396 | 392 | 387 | 382 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|

【対象年齢】

概ね生後4か月までの0歳児と保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、すべての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位:件・回/年)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| 確保の内容② | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考)

| | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|
| 対象世帯数 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
|-------|----|----|----|----|----|

【対象年齢】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、必要な体制を整えます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。
短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）

(単位:人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 76 | 72 | 72 | 70 | 71 |
| 確保の内容② | 76 | 72 | 72 | 70 | 71 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位:箇所)

| 施設 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設 | 小規模児童養護施設(市内) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 委託施設数(市外) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

【対象年齢】

18歳未満の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 市外の児童養護施設8箇所への委託により、受け入れ態勢を確保します。

令和3年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

（単位：人日）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 880 | 890 | 900 | 910 | 920 |
| 確保の内容② | 880 | 890 | 900 | 910 | 920 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（参考）

（単位：人）

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 援助会員 | 90 | 95 | 100 | 105 | 110 |
| 利用会員 | 260 | 270 | 280 | 290 | 300 |

【対象年齢】

概ね6カ月から小学校6年生まで

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員数の増加に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園型

(単位:人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 8,820 | 8,220 | 8,120 | 7,950 | 8,100 |
| 確保の内容② | 8,820 | 8,220 | 8,120 | 7,950 | 8,100 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 確認を受けない幼稚園 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【対象年齢】

3歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

②保育所等での一時預かり(①以外)

(単位:人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 2,240 | 2,090 | 2,070 | 2,020 | 2,060 |
| 確保の内容② | 2,240 | 2,090 | 2,070 | 2,020 | 2,060 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 保育所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| その他の施設 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

（単位：人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 確保の内容② | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（参考：実施施設数）

（単位：箇所）

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 保育所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 5 |

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

- 令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。
- 令和5年度 認定こども園の新設園1箇所（予定）で実施します。
- 令和6年度 認定こども園の新設園2箇所（予定）で実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等をします。

(単位:人日・箇所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 必要利用数の見込み① | 1,502 | 1,491 | 1,469 | 1,449 | 1,444 |
| 確保の内容② | 10 | 15 | 70 | 85 | 150 |
| 病児・病後児保育事業 | 0 | 0 | 50 | 60 | 120 |
| ファミリー・サポート・センター | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |
| ②－① | △ 1,492 | △ 1,476 | △ 1,399 | △ 1,364 | △ 1,294 |

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

病児・病後児保育事業については本市の利用実績がないため、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 ファミリー・サポート・センター事業での受入を行いつつ、公共施設での事業実施に向けた事業の範囲・規模等の検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けて、施設等の環境整備を行います。

令和4年度 公共施設での事業を開始します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

(単位:人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要利用数の見込み① | 751 | 786 | 732 | 724 | 638 |
| 低学年 | 523 | 547 | 510 | 504 | 444 |
| 亀山中学校区 | 192 | 201 | 187 | 185 | 163 |
| 中部中学校区 | 259 | 271 | 252 | 250 | 220 |
| 関中学校区 | 72 | 75 | 71 | 69 | 61 |
| 高学年 | 228 | 239 | 222 | 220 | 194 |
| 亀山中学校区 | 79 | 83 | 77 | 76 | 67 |
| 中部中学校区 | 127 | 133 | 124 | 123 | 108 |
| 関中学校区 | 22 | 23 | 21 | 21 | 19 |
| 確保の内容② | 740 | 820 | 820 | 820 | 820 |
| 亀山中学校区 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 中部中校区 | 340 | 420 | 420 | 420 | 420 |
| 関中学校区 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ②-① | △ 11 | 34 | 88 | 96 | 182 |
| 亀山中学校区 | 29 | 16 | 36 | 39 | 70 |
| 中部中校区 | △ 46 | 16 | 44 | 47 | 92 |
| 関中学校区 | 6 | 2 | 8 | 10 | 20 |

(施設数)

(単位:箇所)

| | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 総数(支援の単位) | 22 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 亀山中学校区 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 中部中校区 | 11 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 関中学校区 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

【対象年齢】

小学生

【区域設定】

中学校区

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の利用実績等を踏まえつつ、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方によって算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 関係条例の規定を適切に運用しながら、中部中学校区の2小学校区(井田川・川崎)に各1箇所を設置します。

令和3年度以降 利用児童数の動向に注視しながら、24箇所の施設で利用希望者の受入を行います。

なお、施設設置にあたっては、地域の実情や特性を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対しその一部を補助する事業。

- ①低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ②特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

【対象年齢】

- ① 0歳から5歳
- ② 満3歳以上

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みと確保の内容】

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

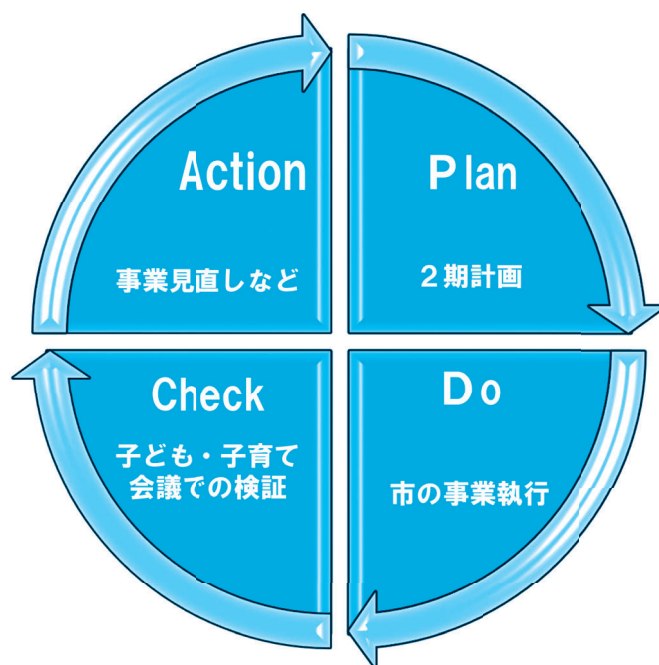
第7章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めています。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスを供給できる体制を整えることで、子育て世帯が安心して子どもを育てながら、暮らしていける環境の実現を目指します。

そのため、市内各部局の連携をはじめ、関係機関等との連携を密にすることで横断的に取り組むとともに、「亀山市子ども・子育て会議」での2期計画の執行状況の検証を行い、検証に基づく市の具体的な事業計画等の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる効果的な計画推進に取り組みます。



參考資料

1. 策定経過

亀山市子ども・子育て会議委員名簿

| 選出区分 | 役職 | 氏名 | 備考 | |
|--------------------|-----|----------------|---|---|
| 学識経験者 | 会長 | 田口 鉄久 | 鈴鹿大学こども教育学部 教授 | |
| | | 宮崎 つた子 | 三重県立看護大学 教授 | |
| 子ども・子育て支援に関する事業従事者 | | 古市 嘉郁 井上 千春 | 学校法人古市学園 理事長 みずきが丘道伯幼稚園 園長(R1.11交代) | |
| | | 福永 磨子 | 社会福祉法人 松風福祉会 亀山愛児園 副園長 | |
| | | 松下 恵子 | 亀山市学童保育連絡協議会 書記 | |
| | | 伊藤 栄子 | 子育て支援「かめのこ」 会長 | |
| | 副会長 | | 豊田 良康 高嶋 浩史 | 亀山市小中学校長会 会長 関小学校校長 井田川小学校長(R1.6交代) |
| | | | | |
| 保護者 | | 中山 雅泰 林 俊介 | 幼稚園保護者代表 亀山東幼稚園保護者代表 亀山東幼稚園代表(R1.6交代) | |
| | | 中村 健太 | 第二愛護園保護者代表 | |
| 市長が必要と認めるもの | | 川口 ひろみ | 亀山商工会議所 | |
| | | 夏本 伸宏 渡邊 彰 | 連合三重亀山地域協議会 議長 連合三重亀山地域協議会 事務局長(R1.11交代) | |
| | | 倉田 圭子 | 亀山市民生委員児童委員協議会連合会 | |
| | | 川本 孝幸 川口 真史 | 亀山市 PTA 連合会 (R1.6交代) | |
| 市職員 | | 三谷 京子 宮崎 智子 | 公立幼稚園園長 井田川幼稚園 園長 亀山東幼稚園 園長(R1.6交代) | |
| | | 廣田 晶子 | 関認定こども園アスレ 園長 | |
| | | | | |

亀山市子ども・子育て会議の開催経過

| 開催日 | 検討事項等 |
|-------------|----------------------|
| 平成30年11月20日 | ・計画策定の概要 ・市民意向の把握 |

| 開催日 | 検討事項等 |
|-------------|--|
| 平成30年12月25日 | ・アンケート調査 子ども・子育てに関するアンケート調査(就学前児童の保護者用) 子どもの生活実態に関するアンケート調査(中・高生の保護者用) |
| 令和元年6月25日 | ・アンケート調査結果の活用 ・量の見込みの算定の考え方 |
| 令和元年9月30日 | ・計画の骨格(案) ・量の見込み 1号認定児及び2号認定児の試算 |
| 令和元年11月25日 | ・第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(中間案) ・「量の見込み」と「確保の方策」 |
| 令和2年1月20日 | ・第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(パブリックコメント案) 基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち 基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち 基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち 基本目標4. 子育ての希望がかなうまち ・「量の見込み」と「確保の方策」 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容 地域子ども・子育て支援事業 |

亀山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

| | |
|----------------|-----------|
| 亀山市子ども・子育て会議委員 | 日額 7,100円 |
|----------------|-----------|

あ行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|----------|---|-----|
| 預かり保育 | 幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動。本計画においては、幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業等と区別するために表現している場合もある。 | P71 |
| 育児休業(制度) | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、養育をする労働者の申し出により子が1歳になるまで(一定の場合は1歳6ヶ月まで)の間、育児休業をすることができる制度。この法律では、このほか時間外労働の制限や、子の看護休暇制度などについても規定されている。 | P15 |
| 一時預かり事業 | 家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。実施場所や対象児童が異なる、一般型、幼稚園型Ⅰ、幼稚園型Ⅱ、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着型の6つの実施方法がある。 | P37 |
| 医療費助成 | 障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童、子ども、妊産婦並びに精神障がい者の医療費等の一部を福祉医療費として助成することにより、対象者の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図ることを目的とする制度。 | P51 |
| 医療的ケア | 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引等の医療的ケア。こうしたケアを日常的に必要な子どもを医療的ケア児という。 | P49 |
| 延長保育事業 | 保育の認定を受けた子どもが、通常保育を利用する時間帯以外の時間において特定教育・保育施設等で受ける保育。時間外保育事業。 | P37 |

か行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------------------------|--|-----|
| 確保の方策(内容) | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制に関する確保の内容及びその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づいて作成される市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により求めた量の見込みに対応して設定する。 | P66 |
| 教育・保育事業、教育・保育施設 | 満3歳以上の小学校就学前子どもに対して学校において行われる「教育」や、家庭に代わって養護及び教育を行う「保育」を行う事業。幼稚園、保育所、認定こども園。 | P18 |
| 合計特殊出生率 | 一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15~49歳までの女子 | P6 |
| コーホート変化率法 | 各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。 | P5 |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 会員登録制の育児相互援助事業で、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡、調整、その他の支援により、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。 | P49 |
| 子育て世代包括支援センター | 母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うところ。 | P62 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病やその他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ保護を行う事業。 | P36 |

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------|--|----|
| 子ども・子育て支援新制度 | 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。 | P1 |
| 子ども・子育て支援法 | 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に公布された法律。令和元年10月の改正により、幼児教育・保育の無償化について規定された。 | P1 |

さ行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|---------------------|---|-----|
| CLM(チェック・リスト・in 三重) | 三重県立小児心療センター・あすなろ学園が作成した「発達チェックリスト」で、発達障害の早期支援をするための手法。 | P47 |
| 時間外保育事業 | 保育の認定を受けた子どもが、通常保育を利用する時間帯以外の時間において特定教育・保育施設等で受ける保育。延長保育事業。 | P81 |
| 事業所内保育 | 事業主が雇用する労働者が監護する保育を必要とする乳児・幼児等に対して、事業主が設置する施設等で実施する保育事業。 | P18 |
| 自己肯定感 | ありのままの自分を肯定的に受け入れて、自分自身が価値のある存在として誇れる気持ち。 | P40 |
| 次世代育成支援行動計画 | 平成17年から10年間の時限立法として制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、策定された計画。次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画があり、亀山市では「子育て安心プラン」として策定した。 | P2 |
| 児童館 | 児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。 | P38 |
| 児童手当 | 中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している者に対し、家庭等における生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給する制度。 | P63 |
| 児童発達支援 | 障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うこと。 | P51 |
| 児童養護施設 | 保護者のない児童や家庭での生活環境その他の環境上養護を必要とする児童を入所させて養護し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。 | P36 |
| 少子化 | 出生数の減少や出生率の低下などから、子どもの数や年齢に対する子どもの割合が低下すること | P1 |
| 少子化社会対策基本法 | 少子化に対処するための施策を総合的に推進するため平成15年7月に制定された法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定している。 | P1 |
| 助産師 | 厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦(産後母体が回復するまでの期間にある産婦)、新生児の保健指導を行うことを業とする人。 | P35 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 特定教育・保育施設において、保護者が支払う実費徴収(文房具等の購入や行事への参加に費用等)や、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園において、保護者が支払う食事の提供(副食費に限る)に係る費用の一部を、一定の基準に応じて給付する事業 | P85 |

た行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------------------|---|-----|
| 待機児童 | 保育の必要性の認定(2号又は3号認定)を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の保育所等の利用申込みがされているが、利用していない児童。ただし、ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望し、待機している場合等は除く。 | P32 |
| 地域型保育事業 | 原則20人以下の少人数の単位で0~2歳の子どもを保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つのタイプがある。 | P32 |
| 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター) | 乳幼児、保護者が相互の交流を行う場所(地域子育て支援センター)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 | P34 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 市町村による子ども・子育て支援のための13の事業の総称。①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | P34 |
| 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした、教育・保育施設をいう。 | P74 |
| 特定子ども・子育て支援施設等 | 子どものための教育・保育給付の対象外施設等で、幼児教育・保育の無償化の対象施設等として、市町村の確認を受けた施設等。 | P47 |

な行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------------|---|-----|
| 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問) | 乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児、保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育ての相談等援助を行う事業。 | P34 |
| 認可外保育施設 | 乳児、幼児を保育する施設の内、児童福祉施設として児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。都道府県知事への届出が必要。 | P30 |
| 認定こども園 | 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認可を受けた学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型のタイプがある。 | P14 |
| 妊婦健康診査 | 妊婦に対して健康診査を実施する事業。 | P34 |

は行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------------------|---|-----|
| PDCA サイクル(ピーディーシーエーサイクル) | Plan(計画)、Do(推進項目の取組)、Check(推進状況の確認)、Action(検討、改善)を行うマネジメントサイクル。 | P86 |

| 用語 | 説明 | 初出 |
|-----------------------------|---|-----|
| 病児保育事業（病児・病後児保育事業） | 疾病にかかっている又はその回復期にある保育を必要とする乳児・幼児等を、保育所等の施設において保育を行う事業。 | P38 |
| 保育所 | 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設。 | P14 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（学童保育） | 保護者が労働等により家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場等を与えて健全な育成を図る事業。 | P84 |
| 放課後等デイサービス | 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービス。 | P51 |

ま行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|-----------|---|-----|
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する委員を主任児童委員という。 | P55 |

や行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|-------------|--|-----|
| 養育支援訪問事業 | 要支援児童等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。 | P35 |
| 要支援家庭 | 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等のいる家庭。 | P57 |
| 幼児教育・保育の無償化 | 令和元年10月から開始となった、3歳から5歳児の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子どもを対象として幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料とする制度。保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する認可外保育施設等の利用料も対象に含まれる。 | P20 |
| 幼稚園 | 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校。 | P14 |
| 要保護児童 | 児童福祉法に基づく保護を要すると定められた児童。保護者のない児童、保護者に監護させることが不適当な児童、身体的・精神的障がいや、行動に問題のある児童も含む。 | P56 |

ら行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|---------|---|-----|
| 利用者支援事業 | 子ども、保護者が、子ども・子育て支援等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関して相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整等便宜の提供を総合的に行う事業。 | P74 |
| 量の見込み | 教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目で、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて、分析、評価して求めることとされている。 | P66 |

| 用語 | 説明 | |
|------|---------------------------------------|----|
| 労働力率 | 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合をいう。 | P9 |

わ行

| 用語 | 説明 | 初出 |
|--------------------------|--|-----|
| ワークライフバランス (仕事と生活の調和) | 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。 | P41 |

第2期
亀山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行：亀山市健康福祉部
子ども未来課 子ども総務グループ

〒519-0164
三重県亀山市羽若町545番地
総合保健福祉センターあいあい内
TEL:0595-84-3315 FAX:0595-82-8180
E-mail:kodomosomu@city.kameyama.mie.jp